

第3次 松田町ふれあい計画

第3期 松田町地域福祉計画

第5期 松田町地域福祉活動計画

第1期 松田町こころの健康対策事業計画

第1期 松田町成年後見制度利用促進計画

平成31年 3月

松 田 町

松田町社会福祉協議会

松田町長 あいさつ



松田町では、平成26年に「ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町」を基本理念とした「第2次松田町ふれあい計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、地域福祉の展開に努めてきました。

この結果、「ふれあい相談員」や「民生委員児童委員」をはじめとする地域福祉の担い手の方々によって「新たな住民参加による新しいささえあいの仕組み」の構築につながり、地域の誰もが気軽に集まる「地域の茶の間」活動が広く浸透し、ふれあいやたすけあいの意識の向上につながりました。今後は、活動の継続のために地域福祉の担い手を増やし、活動の分野を越えた連携の充実など、地域福祉を町全体の取り組みとして推進していく必要があります。

第3次松田町ふれあい計画では、第2次計画の基本理念を継承しつつ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるような地域づくりを更に進めるため、これを「身近な地域における福祉活動の推進」と表現し、基本理念に加えて「住民主体によるささえあいのある地域づくり」と「地域福祉をささえ関係者と協働する地域づくり」の2つを基本目標に掲げ、「子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられる地域づくり」など7つの重点項目を設定したほか、こころの健康対策計画（自殺対策計画）、成年後見制度利用促進計画も本計画と一体的に策定しました。

計画を実現していくためには、地域住民、自治会と町、社会福祉協議会、地域福祉の担い手、関係団体との「協働」が不可欠です。より緊密なネットワークを構築し、計画を推進していきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました松田町地域福祉計画策定委員の皆さま、アンケートにご意見をいただきました事業者、団体や町民の皆さま、ヒアリング調査にご協力いただいた皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

松田町長 **本山博幸**

松田町社会福祉協議会長 あいさつ



松田町社会福祉協議会は、昭和61年の法人化より、社協発展計画や地域福祉活動計画に基づき、社会福祉法に位置づけられた組織として地域の皆様のご協力を得ながら地域福祉の推進に努めてまいりました。

地域福祉を取り巻く環境も、急速な高齢化や核家族化の進展だけでなく、経済的な要因等による各世帯の複合的な課題や、制度の狭間にある問題等も増えてきており、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定や、平成30年には社会福祉法が改正されるなど、多様な課題に対応する包括的な支援が求められています。

そうしたなか、平成21年度より「松田町地域福祉計画」と一体的に策定してまいりました「地域福祉活動計画」を今回も「第3次松田町ふれあい計画」として策定いたしました。本計画では従来に続き「ふれあい・ささえあい・えがお あふれる松田町」を基本理念とし、地域に笑顔があふれるよう、地域の支え合いや力を合わせた地域づくりを目標としています。

なお、計画の実施にあたっては、今後とも町行政をはじめ、地域の皆さまや関係機関の方々とのより一層の連携を図り、松田町の地域福祉を推進してまいりますので、ご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご協力をいただきました地域の皆さまや関係者の方々、松田町地域福祉計画策定委員の皆さまに心よりお礼申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

会長 菅谷一夫

目次

第1章 計画の趣旨、位置づけ、期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 地域福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 地域福祉に関する国や制度の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 地域福祉計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 地域福祉計画の法的位置づけ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2章 データからみた松田町の現状

- 1 年齢区分別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 松田町の人口の推移と予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 高齢化率推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 要支援・要介護認定者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 出生数、合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 6 障害者手帳所持者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 生活保護受給者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 計画策定にかかるヒアリング、アンケートの結果（課題）

- 1 ヒアリング結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 福祉分野の他の計画のアンケート結果分析・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 ヒアリング結果等からみた地域福祉の課題（まとめ）・・・・・・ 27

第4章 松田町ふれあい計画（松田町地域福祉計画・松田町地域福祉活動計画）

- 1 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 目標1「住民主体によるささえあいのある地域づくり」・・・・・・ 30
- 重点項目1
「地域で日常的に交流できる居場所づくり・福祉活動への住民参加の推進」・・ 30
- 重点項目2「各分野における地域福祉の担い手の育成と支援」・・・・ 34
- 重点項目3
「子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられる地域づくり」・・ 38
- 目標2「地域福祉を支える関係者と協働する地域づくり」・・・・・・ 45
- 重点項目4「住民の権利擁護の推進」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 重点項目5
「制度の狭間や地域課題の把握・解決に向けた包括的な支援体制の整備と推進」 47
- 重点項目6
「地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりと協働の推進」・・・・ 48

重点項目7

「地域住民の福祉活動や生活を支える公的支援」（自助・互助・共助を補完する公助へ）49

第5章 こころの健康対策事業計画（第1期松田町自殺対策計画）

計画の基本的な考え方

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

現状と課題

- 1 松田町における自殺の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2 松田町の主な自殺の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

計画の理念・基本施策

- 1 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 自殺対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 3 自殺対策の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第6章 第1期松田町成年後見制度利用促進計画

計画の基本的な考え方

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

- 1 成年後見制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 国及び松田町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 3 松田町の成年後見制度の利用促進に関する課題・・・・・・・・ 64

成年後見制度の利用促進の取り組み

- 1 成年後見制度利用支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 2 地域における権利擁護の担い手支援・・・・・・・・・・・・ 67
- 3 成年後見制度の利用が困難な人への支援・・・・・・・・・・・・ 68
- 4 権利擁護に係る地域連携ネットワーク体制づくり・・・・・・・・ 68

第7章 計画の推進体制

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

資料編

- 「第3次松田町ふれあい計画」策定のためのヒアリング（聞き取り）調査・・ 72
- 町の各計画のアンケート（福祉関係の項目）調査・・・・・・・・・・・・ 124
- 松田町地域福祉計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
- 松田町地域福祉計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

第1章 計画の趣旨、位置づけ、期間等

1 地域福祉について

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、自分たちが住んでいる「地域」を中心として、共に助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことをいいます。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決し、さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取り組みが必要です。

2 地域福祉に関する国や制度の動き

（1）社会福祉法の改正

平成29（2017）年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年法律第52号）」の中で地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が掲げられ、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と、関係機関との連携等による解決が図れることを目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念のほか、地域福祉計画の充実が求められ、社会福祉法の一部改正が行われました（平成30（2018）年4月1日施行）。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

社会福祉法 包括的な支援体制の整備

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、（中略）～に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、（中略）～に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者（中略）～に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

改正社会福祉法第106条の3に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題、体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題

○世帯の複合課題

- ・ 高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）
- ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆるダブルケア）

○制度の狭間にある課題

- ・ 制度の対象外、基準外、一時的なケース

○自ら相談に行く力がない

- ・ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・ 社会的孤立・排除、いわゆる「ごみ屋敷」は一例ともいえ、地域住民から見ると「気づいていても何もできない」

○地域の福祉力脆弱化

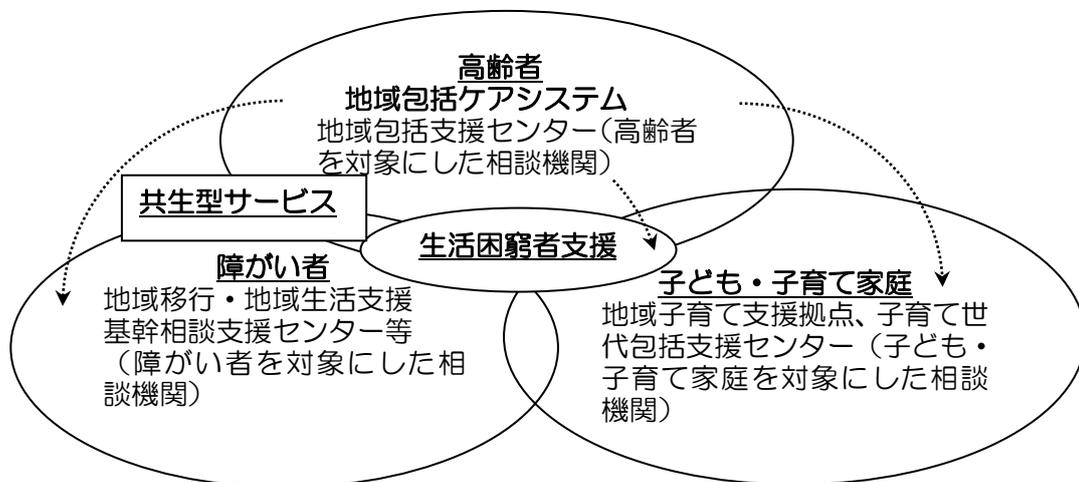
- ・ 少子高齢・人口減少社会が進展するなかで、自治会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあります。

○新たな地域課題

- ・ 単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含めた新たな生活支援が求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

平成23年の介護保険法改正（平成24年4月施行）以降、高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきましたが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障がいのある人、子ども等への支援にも拡大すると、世帯の複合課題など、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しい課題にも対応できる仕組みとなり、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制につながります。



改正社会福祉法を踏まえた、第3次松田町ふれあい計画における地域福祉計画策定のポイントは次のとおりです。

①福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

現状は、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法が異なっていますが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置づけることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することが求められています。

②共通して取り組むべき事項

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子ども・子育て支援その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、様々な問題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を視野に入れた、福祉以外の分野（まちおこし、防犯・防災、社会教育等）との連携をはじめ、制度の狭間の問題への対応のあり方、生活困窮者など各分野横断的に関係する相談等に対応できる体制などが盛り込まれました。

（2）自殺対策基本法の改正

日本の年間自殺者数は、平成10年以降14年連続で毎年約3万人を超えていたことから、自殺対策の必要性が高まり、平成18年に自殺対策法が施行されました。この結果、平成24年以降の自殺者数は減少していますが、依然として年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。

そうしたなか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

（3）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

認知症高齢者の増加や、障がいがある方への地域での自立促進等の様々な取り組みがされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援のニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっており、成年後見制度はこれらの人達を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

このようななか、国は平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を公布し、同年5月に施行しました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしており、都道府県及び市町村は、この法

律をもとに平成29年3月に国が閣議決定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該都道府県及び市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

3 地域福祉計画策定の趣旨

近年、少子高齢化のさらなる進行や、核家族世帯の増加などにより、家庭や地域での助け合う力の弱まりや、地域活動の担い手の高齢化と人材不足などにより、地域の自主的な活動を続けていくことが難しくなるなどの現状がみられます。

一方で、まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しており、必ずしも高齢者、障がい者、児童といった対象に応じて提供される公的な福祉サービスによって、すべてのニーズが充足されるものではなく、多様な地域住民のニーズに対して、保健・医療・福祉その他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みと、民間によるサービス、住民の主体的な支えあい活動も含め、多様なサービスが十分に連携をもって、総合的に提供されることが求められています。

松田町では、平成26年度から平成30年度までの5年間の基本計画期間とし、「ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町」を基本理念とした「第2次松田町ふれあい計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくうえで、欠かすことのできない「住民主体によるささえあいのある地域づくり」「地域福祉を支える関係者と協働する地域づくり」、を2つの目標に掲げ、地域福祉の展開に努めてきました。

この結果、町内の多くの自治会では地域における課題解決力が向上し、「地域コミュニティの再生」＝「地域社会への住民参加」の実現につながりました。

今後は、松田町においても深刻な課題である少子高齢化、核家族世帯の増加、ひとり暮らし高齢者の増加などの家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域で助け合う力の弱まりとともに、さまざまな問題を抱えた複合ニーズ世帯、制度の狭間において既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じてくることが予想されます。

このことから、松田町の地域福祉を長期展望したなかで、地域に根差しつつある既存のふれあい計画をベースに、新たな5年間の第3次ふれあい計画を策定します。

なお、第2次計画の基本理念を第3次計画においても基本的には継承するため、あらたに計画の理念のなかに「身近な地域における福祉活動の推進」と表現しました。

計画期間

【第1次計画】平成21年度～平成25年度の5年間

【第2次計画】平成26年度～平成30年度の5年間

【第3次計画】平成31年度～5年間

4 地域福祉計画の法的位置付け等

(1) 地域福祉計画について

平成30年4月に改正された社会福祉法では、第4条において「地域福祉の推進」として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」という規定のほか、その上での各般の課題を把握し、関係機関との連携等の必要性が規定されています。

社会福祉法 地域福祉の推進

第4条 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

また、同法第107条では、市町村が「住民や社会福祉を目的とする事業を営む者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるための必要な措置を講じること」を明記した上で、市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むべき事項が規定されています。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、第107条第1項に関して、厚生労働省が示す記載すべき項目は以下の16項目になっています。

○様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、防犯、防災、社会教育等）との連携	○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
○高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	○高齢者や障がい者、子どもへの統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者、養育者が抱えている課題への支援の在り方
○制度の狭間の問題への対応の在り方	○保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方
○生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	○地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
○共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	○「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野と圏域との考え方・関係の整理
○居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方	○地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進
○就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	○地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
○自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	○役所・役場内の全庁的な体制整備

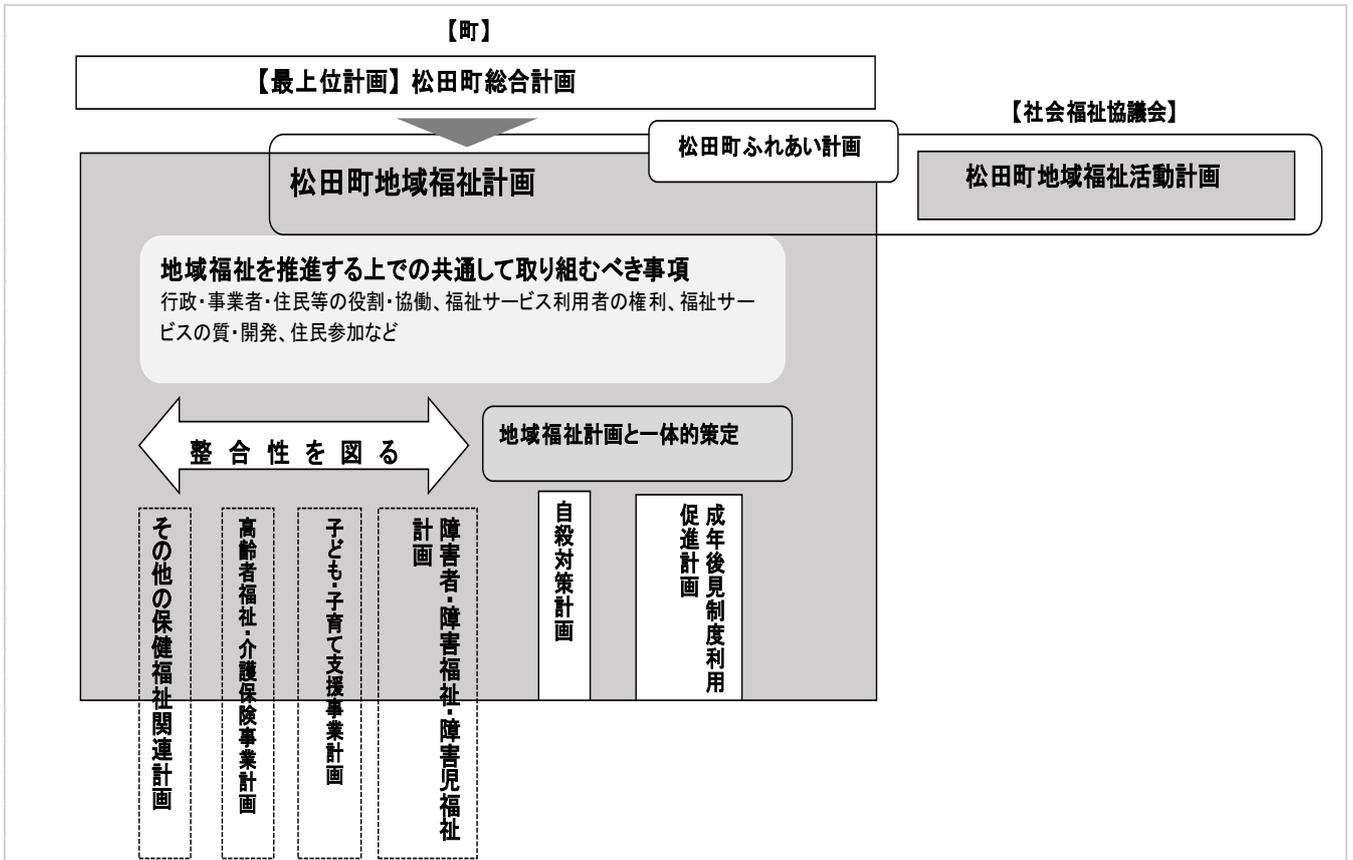
このように社会福祉法では、地域福祉を推進することが社会福祉の目的であることが明記されたということに加えて、地域住民が地域福祉を推進する主体として位置づけられ、それを計画的に推進すべきであることが示されています。

（2）自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画について

新たな政策課題である自殺対策、成年後見制度利用促進の各計画については、制度対象者が複数分野にまたがっており、庁内外の関係機関、施策との連携による総合的な対応が不可欠であることから、地域福祉計画と一体的に策定します。

(3) 松田町の各種計画との関係

本計画は、国や県の考え方及び本町の「松田町第6次総合計画」を踏まえ、他の部門の計画との整合に配慮し、計画の推進にあたっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。



* 松田町第6次総合計画（抜粋）

第1章 基本計画（目標）

1. 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【健康・福祉】

松田版 SDGs

目指すゴール	すべての町民の健康的な生活を確保し、福祉を促進するまち
--------	-----------------------------

**各部門別計画は、下記法令に基づき、国・県計画と整合を取りながら策定し、各計画の地域福祉推進に係る内容を地域福祉計画で位置づけを行います。

子ども・子育て支援計画：子ども・子育て支援法

障害者計画：障害者基本法

障害福祉計画：障害者総合支援法

障害児福祉計画：障害者総合支援法及び児童福祉法

高齢者福祉計画：老人福祉法 介護保険事業計画：介護保険法

健康増進計画：健康増進法 食育推進計画：食育基本法

(4) 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、松田町全体としての地域福祉を推進するにあたり、その中心的な役割を担っていく社会福祉法人松田町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）が主体となり、その事業の運営を行動計画として定めるものです。

よって、計画推進の効果を上げるために「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。また、町の上位計画である「第6次松田町総合計画」との整合性をはじめ、保健福祉に関わる各計画との関連を考慮しながら、計画を策定します。

5 計画の期間

本計画は、計画の開始年度を平成31年度とし、5年計画とします。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
松田町ふれあい計画	第3次計画					第4次
松田町こころの健康 対策事業計画(松田町 自殺対策計画)	第1期計画					第2期
松田町成年後見制度 利用促進計画	第1期計画					第2期
松田町総合計画	第6次計画(前期)					第7次
松田町 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画				第9期
松田町 障害者計画	第3次計画					第4次
松田町 障害福祉計画	第5期計画	第6期計画				第7期
松田町 障害児福祉計画	第1期計画	第2期計画				第3期
松田町 子ども・子育て支援 事業計画	第1期	第2期計画				
松田町 健康増進計画・ 食育増進計画	第1期計画					第2期

第2章 データからみた松田町の現状

1 年齢区分別人口

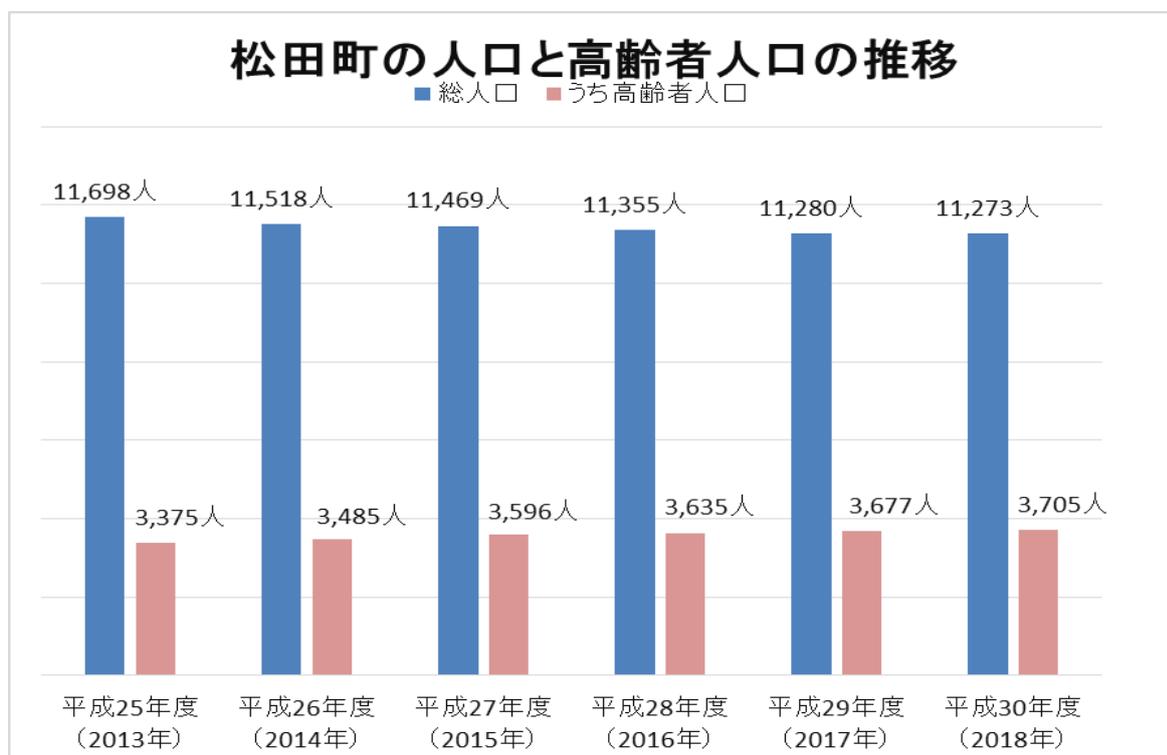
(単位：人)

行政区	年少人口		生産年齢人口		前期高齢者人口		後期高齢者人口		合計	男	女
	0～15歳未満		15～65歳未満		65～75歳未満		75歳以上				
	男	女	男	女	男	女	男	女			
町屋	114	90	452	407	54	78	75	102	1,372	695	677
店屋場	56	53	304	246	54	55	39	48	855	453	402
神山	30	34	247	237	81	86	62	90	867	420	447
茶屋	19	11	91	80	26	28	18	46	319	154	165
河内	29	16	164	135	41	45	36	58	524	270	254
中丸	12	17	128	121	19	26	33	40	396	192	204
中央	8	15	56	52	24	27	14	27	223	102	121
仲町	17	14	93	83	28	32	28	49	344	166	178
新松田	4	2	53	36	8	17	16	23	159	81	78
谷戸	9	10	69	72	27	28	27	42	284	132	152
中沢	7	3	34	43	9	9	7	14	126	57	69
沢尻	55	50	246	216	57	59	47	81	811	405	406
谷津	25	25	135	96	20	25	24	32	382	204	178
宮前	16	2	58	78	22	16	11	32	235	107	128
かなん沢	26	22	122	136	35	28	27	43	439	210	229
中里	14	22	137	126	39	47	40	45	470	230	240
城山	58	52	257	232	65	69	48	72	853	428	425
仲町屋	22	24	161	153	50	53	56	86	605	289	316
萱沼	2	1	34	22	16	18	9	15	117	61	56
弥勒寺	14	16	219	183	68	69	35	54	658	336	322
中山	0	0	6	5	3	3	5	7	29	14	15
土佐原	0	0	15	12	9	4	3	8	51	27	24
字津茂	3	3	72	61	16	22	23	24	224	114	110
大寺宮地	11	5	65	58	19	18	15	28	219	110	109
虫沢田代	7	8	107	143	24	32	29	39	389	167	222
湯の沢	13	6	63	75	38	46	37	44	322	151	171
合計	571	501	3,388	3,108	852	940	764	1,149	11,273	5,575	5,698
人口計	1,072		6,496		1,792		1,913		11,273	11,273	
割合	9.5%		57.6%		15.9%		17.0%		100%	49.5%	50.5%

出典：住民基本台帳（外国人居住人口含む） 平成30年10月1日現在

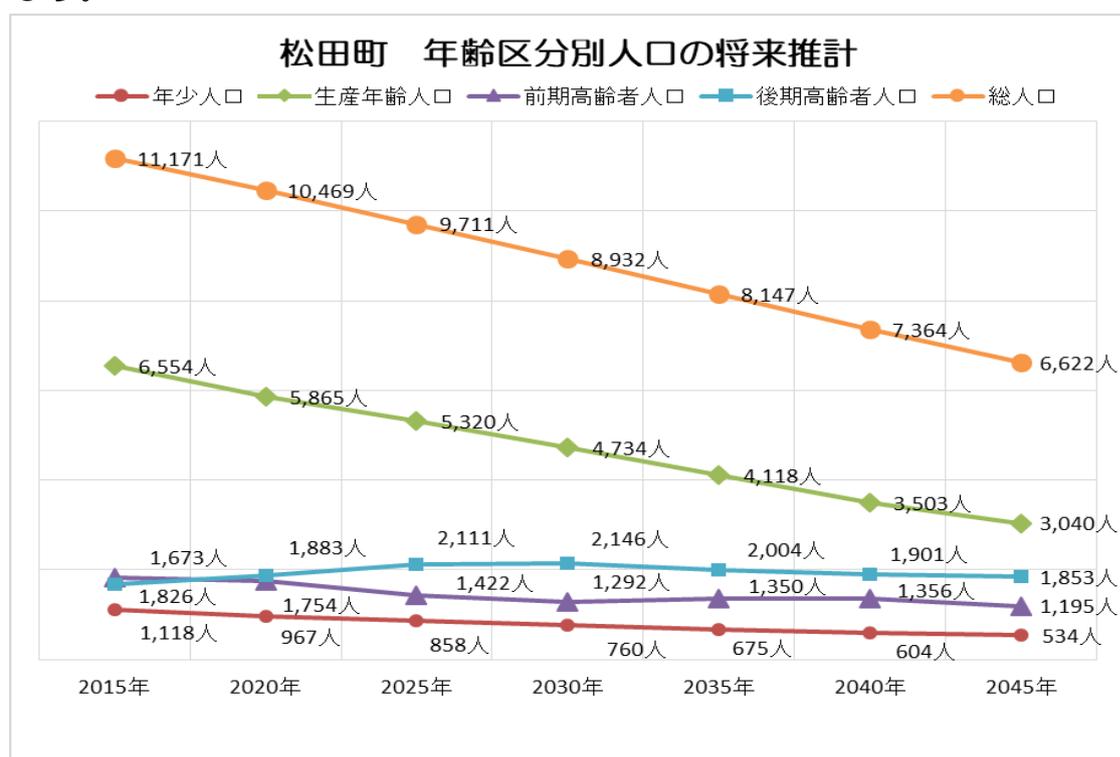
2 松田町の人口の推移と予測

過去5年間の人口の推移を見ると、平成25年度に11,698人であった松田町の人口は平成30年度では11,273人に減少しました。また65歳以上の高齢者人口は、3,375人から3,705人に増加しており、急速に高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

また、将来人口は、6年後には松田町の人口は10,000人を割り込み、9,711人と予測され、21年後における総人口は、7,364人まで減少すると予測されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 平成30年推計」

3 高齢化率*の推移

松田町の高齢化率は平成26年に30%を超え、徐々に増加しています。

年度	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
松田町	28.9%	30.3%	31.4%	32.0%	32.6%	32.9%

住民基本台帳（各年10月1日現在）より算出

	平成29年 (2017年)
神奈川県	24.8%
全国	27.7%

$$* \text{高齢化率}(\%) = \frac{\text{高齢者人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

出典：内閣府 平成30年度版 高齢社会白書

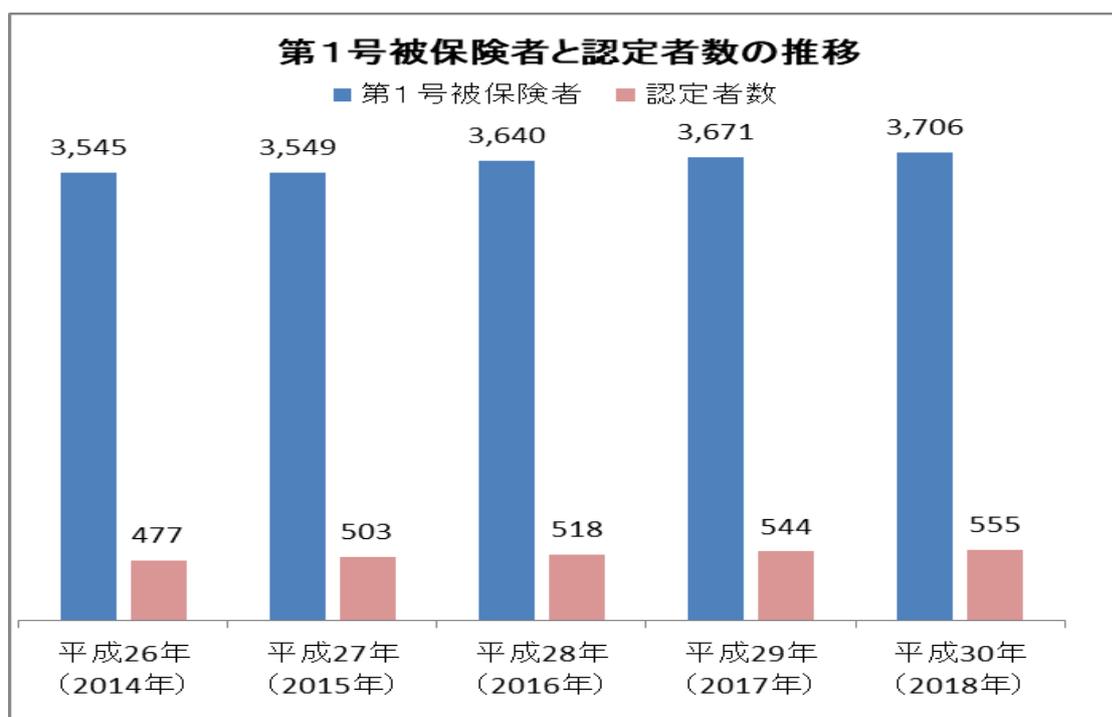
4 要支援・要介護認定者の推移

松田町の要支援・要介護認定者数は、高齢化率の増加もあり、年々、増加傾向にあります。平成30年の認定率は15%で、同じ年の神奈川県や全国の認定率と比べると、元気な高齢者が多いことが推察されます。

(単位：人)

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
要支援1	24	27	26	32	37
要支援2	62	73	51	51	49
要介護1	81	92	106	111	121
要介護2	77	91	106	119	118
要介護3	78	77	93	95	81
要介護4	76	73	72	75	89
要介護5	79	70	64	61	60
計	477	503	518	544	555

出典：介護保険事業状況報告 各年3月



* 第1号被保険者：65歳以上の高齢者

出典：介護保険事業状況報告 各年3月

要介護等認定率*の推移

認定率	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
全国	17.8%	17.9%	17.9%	18.0%	18.4%
神奈川県	15.9%	16.2%	16.3%	16.5%	17.2%
松田町	13.5%	14.2%	14.2%	14.8%	15.0%

出典：介護保険事業状況報告 各年3月

平成26年から30年の5年間の松田町の要介護等認定率は全国平均をいずれも下回っています。

$$\text{*要介護等認定率(\%)} = \frac{\text{要支援・要介護認定者数}}{\text{第1号被保険者数}} \times 100$$

5 出生数、合計特殊出生率*の推移

平成24年から28年の5年間の松田町の平均出生数は64.4人となっています。また、合計特殊出生率*の平均は、1.18で全国の1.43、県の1.31をいずれも下回っています。

人口と出生数の推移

(単位：人)

年	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
人口	11,581	11,698	11,518	11,469	11,355
出生数	68	59	53	67	75

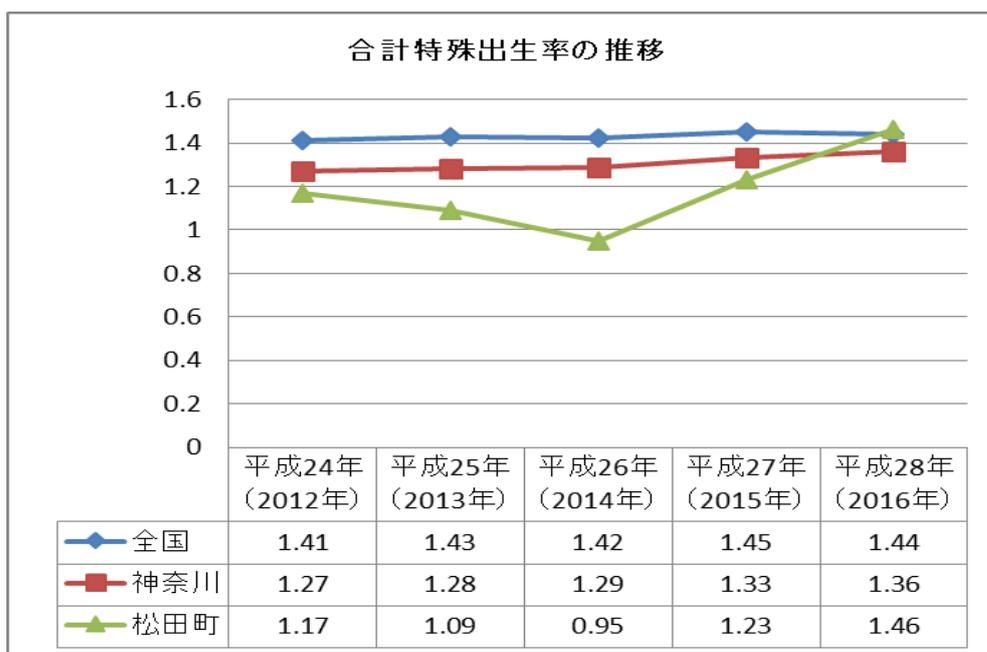
出典：神奈川県衛生統計年報

出生率と合計特殊出生率の推移

年	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
出生率	5.9	5.1	4.7	6.0	6.8
合計特殊出生率	1.17	1.09	0.95	1.23	1.46

出典：神奈川県衛生統計年報

*合計特殊出生率：ひとりの女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数。その年の15歳から49歳までの女性が生んだ子どもの数をもとに算出する。人口を維持できる水準は2.07とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となる。



出典：神奈川県統計資料

	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
県内順位	27位	28位	31位	25位	2位

出典：神奈川県統計資料

6 障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
視覚	29	29	30	28	28
聴覚	26	25	22	22	25
言語	6	6	6	5	6
肢体	247	236	228	204	224
内部	126	130	126	128	137
身体障がい小計	434	426	412	387	420
知的障がい	75	80	78	92	82
精神障がい	59	61	63	63	56
総合計	568	567	553	542	558

出典：町福祉課資料 各年4月1日現在

平成30年4月1日現在の手帳所持者は558人です。うち障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス支給決定者(障害福祉サービスを利用している者)は113人です。

7 生活保護受給者の推移

年	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	
保護世帯(件)	122	127	120	120	116	123	
保護人員(人)	156	158	146	151	141	152	
扶助別人員 (人)	生活	140	137	121	129	114	120
	住宅	136	133	124	130	118	118
	教育	7	5	4	5	4	2
	介護	20	20	19	25	29	29
	医療	126	133	121	122	114	126
	出産			1	4		
	生業	5	8	3	4	1	5
	葬祭					1	
	小計	434	436	393	419	381	400

出典：小田原保健福祉事務所足柄上センター統計資料 各年9月30日現在

足柄上郡	保護率(‰)
中井町	4.44
大井町	10.43
松田町	14.03
山北町	6.25
開成町	6.82
足柄上郡	8.55
神奈川県	16.84

出典：神奈川県生活保護統計月報（速報値）

平成30年9月分

生活保護の受給者数は、一定を推移しています。また、松田町の保護率*は足柄上郡の中では高い値となっています。

*保護率(‰)：人口1,000人あたりにおける生活保護受給者に占める割合

第3章 計画策定にかかるヒアリング、アンケートの結果 (課題)

計画の改定にあたり、地域住民の福祉に対する意識や地域福祉のニーズなどの実態を把握するため、ヒアリング調査と福祉分野の他の計画策定時に実施したアンケート結果の分析を行いました。

調査時期 平成30年6月27日～11月13日

対象者 松田町在住の町民（個人）
（地域の茶の間の参加者・町地域包括支援センター利用者）
社協会食会の参加者（設問の一部 問4、問7）

人数 289名

団体数 5団体（32名）
（シニアクラブ・身体障害者福祉協会・民生委員児童委員協議会
町子育て支援センター・KOMNYすみれの家）

1 ヒアリング結果の概要

回答者の傾向

- ・全体では男性が約2割、女性が約8割で、地区別では惣領地区が58.6%、庶子地区が15.2%、神山・湯の沢地区が12.4%、寄地区が13.8%となっています。
- ・年代は70代が43.5%、80代が35.1%、60代が16.5%と順に占めています。
- ・家族構成は複数世代の世帯が42.8%、夫婦のみの世帯34.7%、一人暮らし世帯が22.5%となっています。
- ・地域包括支援センター利用者は、本町の介護保険制度における要支援認定者（H29年度）85名のうち、56.4%にあたる48名に回答いただいています。

松田町の暮らしやすさ

- ・総体として「暮らしやすい」と答えた方が、第1次、第2次、今回ともに6割を超えています。総合計画の結果も7割近くが「住みよい」としています。
- ・個々の項目でみると「公共の交通機関」が多くて便利が、54.7%と第2次と比較し3.0%ほど増加しています。また「病院や医療施設」が多いが、53.2%で特に要支援の方は7割と高くなっています。また第2次と比較すると18%増加しています。一方「買物をする場所」が少ないという声が98%と第2次と比較しても11.5%増加し、「福祉施設」「気軽に集まれる場所」が少ないが7割～8割と少なさを挙げる声が多くを占めています。
- ・総合計画の結果でも、「商業施設の不足」や「買物の便の悪さ」を指摘する声が多くなっています。

ご近所づきあいの程度

- ・「たまに立ち話をする程度」が約5割と最も多く、次いで「互いに相談や世話をするほど親しい」が22.6%、「あいさつ程度」が17.1%となっています。
- ・第2次と比較しても傾向はほぼ変わっていませんが、若干、親しいつきあいが増加している傾向があります

地域の問題

- ・「世代間の交流が少ない」が20.3%と最も多く、次いで「緊急時の対応体制が分からない」が18.0%、「隣近所との交流が少ない」が15.1%となっています。
- ・第2次と比較しても上位は同じ項目となっています。

現在または将来に不安なこと

- ・「自分が介護や介助になったとき」が22.1%ともっとも多く、次いで「老後の暮らし」が14.0%、「家族の介護や介助」が13.4%、「収入が少ない」「金銭管理やサービス手続のこと」などが挙げられています。
- ・地域の茶の間の方々、要支援の方々もほぼ同じ傾向となっています
- ・自分や家族の介護のこと、金銭管理などの権利擁護サービスの充実が求められています。

悩みやストレスの相談相手・困っている人への声かけ

- ・相談相手としては総体では「家族・親戚」が41.2%ともっとも多く、次いで「友人・知人」が20.2%、「近所の人」が10.5%、となっています。要支援の方々にはホームヘルパー・ケアマネージャーが23.7%と高い数字になっています。
- ・困っている人への声かけについては、「しようと思う」が9割を超えており、ちょっとした支えあいの意識は高いと推測されます。
- ・「相談相手がいない」または「相談しない」という数字は低いですが、高齢者の対象数が多いことや、一人暮らしの方や障がい者の声など潜在的な課題も推測されるので、家族をはじめ、友人や知人、近所の方のSOSに対する「気づき」に繋がる施策が重要と推察されます。

日常的な「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしいこと」

- ・総体としては「電球交換」が23.1%ともっとも高く、次いで「草むしり」が16.0%、「家の中の簡易な修理、模様替え」が14.1%、「買物、通院支援」が8.3%、「朝のゴミ出し」が7.7%となっています。
- ・地域の茶の間の方々には「電球交換」が25.6%、「家の中の簡易な修理、模様替え」が18.3%と高く、要支援の方々には「電球交換」と「買物、通院支援」が17.0%、「朝のゴミ出し」が14.9%、「草むしり」が10.7%となっています。
- ・いずれも上位4つの項目はニーズが高く、特に「朝のゴミ出し」と「買物、通院支援」は要支援の方々からの数字も高く、こうしたニーズへの対応のサービスの充実や周知、発掘が求められています。
- ・参考に会食会の参加者（高齢者のみの世帯）についても「電球交換」「草むしり」「朝のゴミ出し」が上位を占めています。
- ・第2次の結果でも、「買物、通院支援」「草むしり」が上位になっており、同じ傾向にあると言えます。

必要としている人に協力できること

- ・総体としては「朝のゴミ出し」が19.8%ともっとも高く、次いで「話し相手」が18.3%、「電球交換」が7.5%、となっています。
- ・地域の茶の間の方々も上位は同じですが、「定期的な見守り」が7.4%と入っています
- ・要支援の方々については、協力できないが43.0%ともっとも高く、「話し相手」も13.6%となっています。
- ・比較的元気な高齢者である地域の茶の間の方々は、「朝のゴミ出し」や「電球交換」といった簡易な生活支援への担い手としての意識はあり、要支援の方々も身体的に協力は難しいが、「話し相手」くらいなら協力できるといった回答も多く、高齢者が担い手として活躍できる場づくりなども求められます。

町の福祉に関する情報の入手先

- ・いずれも「町広報、おしらせ号」が約3割ともっとも多く、次いで「自治会の回覧板」、「町社協だより」の順になっています。
- ・町や町社協のホームページの数字はまだまだ低いですが、これは高齢者の集計数が多いことが原因と推測されます。

2 福祉分野の他の計画のアンケート結果分析

計 画 名	実施時期	対象者・方法
松田町総合計画	平成30年5月	一般、無作為抽出
松田町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	平成29年3月	一般、要支援高齢者 無作為抽出
松田町障害者福祉計画	平成29年3月	一般、障がい者の方 無作為抽出
松田町子ども・子育て支援 事業計画	平成27年3月	就学前、小学児童家庭

各計画のアンケート（福祉関係の項目）調査結果の要約と考察

総合計画（総合計画審議会 資料 結果要約より抜粋）

＜松田町の住みよさや今後のまちの人口について＞

- ・7割近い人が松田町は住みよいと答え、自然の豊かさや交通の便のよさを理由として多く挙げられています。
- ・一方で、住みにくいと答えた人からは、商業施設の不足や買い物の便の悪さを指摘する声が多いです。
- ・寄地区は松田地区に比べ＜住みよい＞が20ポイントほど低く、その理由では交通の便の悪さが最も多いです。

＜協働 連携協力のまちづくりについて＞

- ・協働・連携協力のまちづくりの取り組みとしては、地域住民が自発的に交流機会を増やすことやささえあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発が上位に挙がっています。前回からこの順位の変動はありませんが、地域住民が自発的に交流機会を増やすことの割合のみ10ポイント以上減少しています。

＜松田町の将来について＞

- ・「医療と福祉の充実したまち」が最も多く、僅差で・「緑と清流の豊かな住環境のまち」となっており、前回調査とは1位と2位が逆転しています。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

＜毎日の生活について・地域での活動について＞

- ・「自分で電話をかける」「1人で外出」「自分で預貯金の管理」ができるのと答えた方がいずれも8割を超えています。
- ・一方で、「生きがいはあるか」「定期的な地域の会やグループ活動への参加」という質問には「思いつかない」「参加していない」が3割を超えており、高齢者の生きがいの機会づくりが求められています。

＜たすけあいについて＞

- ・心配事などを聞いてくれる相手として「配偶者」「兄弟姉妹、親」とで8割を超え、「友人」も4割となっています。
- ・地域で困っている人がいたら「助けようと思う」が7割を超えています。

＜今後の暮らしについて＞

- ・地域で暮らすために必要なこととして「医療機関」「買物する店」が5～6割と上位になっています。
- ・一人暮らしの場合、あると良いサービスは「緊急の助け」が7割、通院買物支援が3割、以下「配食」「見守り安否確認」「健康管理」「家事支援」「気軽な居場所」「ゴミ出し電球交換」という順になっています。

＜災害時について＞

- ・「自力で避難出来る」と答えた方が74%となっており、支援してもらえる人については「いる」が41.4%、「分からない」が34.8%、「いない」が17.6%となっています。

障害者福祉計画

＜障がいのある方への理解について（一般）＞

- ・「理解や対応が足りないと思う」が55.7%となっており、理解を深めるために必要と思うことは「学校の福祉教育」「啓発活動」「地域行事の参加」の順になっています。
- ・障がい者虐待の通報義務や差別解消法の認知については「知らなかった」が6割を超えており、啓発活動が求められています。

<地域での支え合いについて（一般）>

・障がいのある方に対し、今後してみたいと思う支援やボランティアとして「福祉関連イベントの手伝い」が38.2%、「施設のボランティア」が27.8%、「スポーツ、レクリエーション等の地域交流」が23.1%となっています。

・現在家族等の介護をされている方が日常の介助の中で、他の人に代わってもらえると助かることとして、「外出時の留守番」が6.7%、「入浴介助」が6.4%となっています。

<町行政について>

・障がいをお持ちの方への施策で希望することとして、「気軽な相談体制の充実」が47.2%と、もっとも多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」、「暮らしやすいまちづくり」となっています。

<地域での活動について（障がいの方）>

・地域での活動や行事に参加の有無については「参加していない」が58.5%で、祭りなどの参加が21.2%となっています。

<権利擁護について（障がいの方）>

・成年後見制度の認知については「知っている」が39.7%、「知らなかった」が41.2%とほぼ同じであり、周知啓発が求められています。

<災害時について（障がいの方）>

・「自力で避難出来る」と答えた方が42.1%となっており、「できない」が35.2%で、支援してもらえる人については「同居の家族」が7割となっています。

・災害時への不安が高く、そうした対応も求められています。

子ども・子育て支援事業計画

<平日の定期的な教育保育事業の利用、小学校就学後の放課後について>

・平日に利用している、または利用したい教育、保育事業としては「幼稚園や保育所などの定期的な保育」が高くなっています。

・小学校就学時の放課後の過ごし方については、低学年が「自宅」が62.0%、高学年で「習い事」が66.0%となっています。

3 ヒアリング結果等からみた地域福祉の課題（まとめ）

暮らしやすさ（環境）

- ・総体としては「暮らしやすい」と答えた方が6～7割を占め、理由として「自然の豊かさ」や「交通の便のよさ」、「病院や医療施設が多い」が挙げられています。
- ・一方、課題としては「買物をする場所、商業施設が少ない」が圧倒的に多くなっています。また、寄地区では「交通の便の悪さ」も挙げられています。

近所づきあいや地域の問題

- ・ご近所づきあいは、たまに立ち話をする程度の方々が多く、親しく助け合うご近所同士は少ない状況です。
- ・地域の問題と捉えているのは、「世代間や近所との交流が少ない」、「災害時の対応体制が分かりにくい」が多くなっており、幅広い世代の交流、地域の自発的な交流の場づくりが求められています。また高齢者の「生きがいの機会づくり」も求められています。
- ・防災や災害時について、分かりやすい対応や情報提供と高齢者や障がい者の方に対して、家族以外にも支援できるような取り組みが課題となっています。

不安なこと

- ・自分や家族が介護が必要となったときや、老後の安心した暮らしに対する不安が多くなっています。
- ・お金やサービス手続に対する不安も挙っており、権利擁護の取り組みも求められています。
- ・障がいの方への理解として、福祉教育や啓発活動、虐待の通報義務や差別解消法の啓発活動も求められています。

相談相手、支え合いの意識

- ・相談相手は、家族がもっとも多くなっていますが、家族以外に気軽に相談できる体制づくりや早期発見の取り組みも求められています。
- ・困っている方に対して、声かけや助けようという意識も高く、「話し相手」や「近所の朝のゴミ出し」、「定期的な見守り」といった簡易な生活支援の担い手としての声も多くあり、そうしたマンパワーを活かす取り組みも必要となってきます。

日常的な生活の支援のニーズ

- ・「電球の交換」や「草むしり」、「家の中の簡易な修理」「朝のゴミ出し」といったニーズがあります。また、買物や通院などの「外出支援」のニーズも多くあり、対応するための資源の開発や周知、地域の関係団体との連携やネットワークづくりも必要となっています。

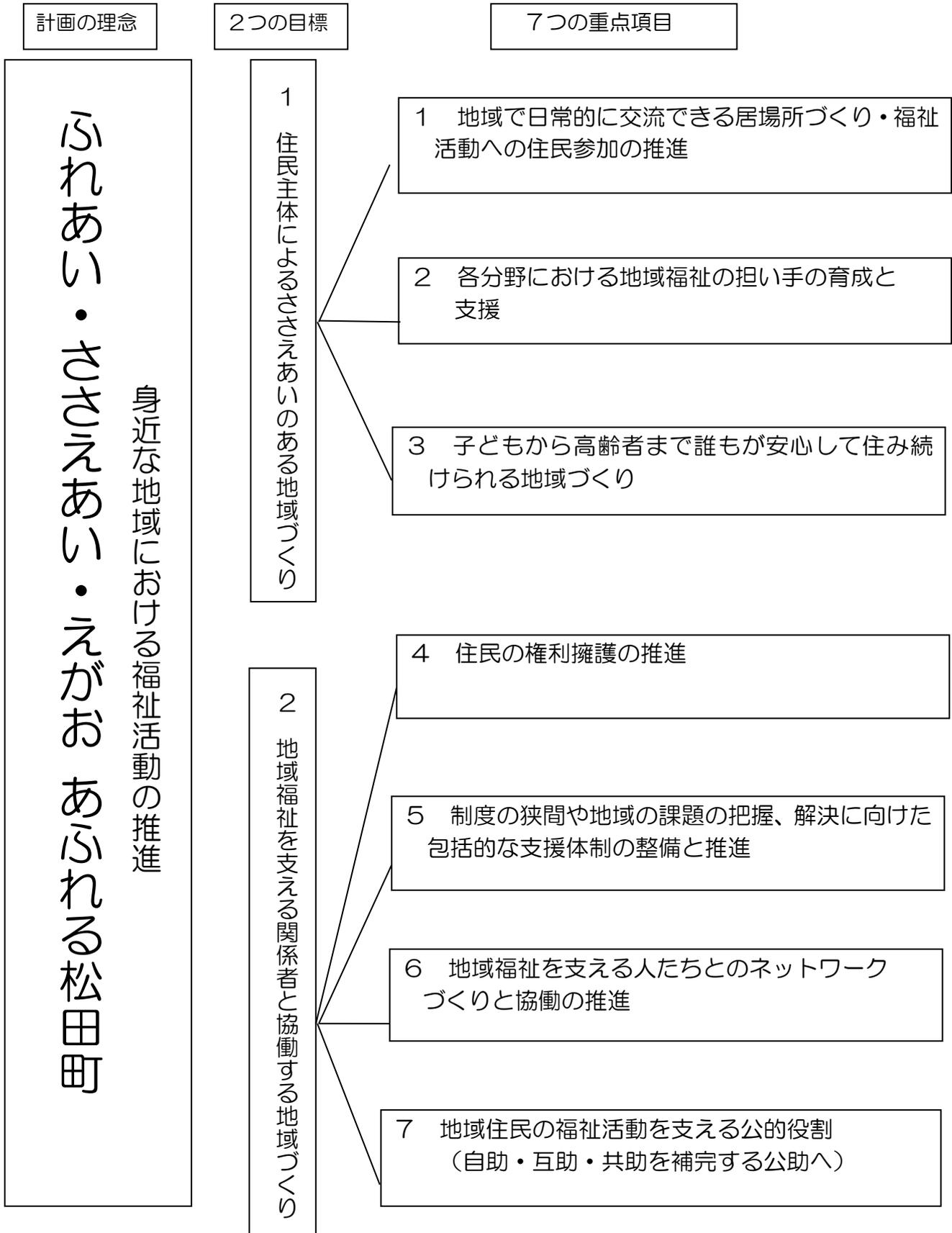
- ひとり暮らしの高齢者では「緊急時の助け」というニーズも多くありました。また、「見守り安否確認」や「気軽な居場所」というニーズも挙げられています。

情報の入手

- 情報の入手方法については、「町広報、町お知らせ号」や「自治会回覧板」がもっとも多くなっています。
- また高齢者にも分かりやすい記載や、ホームページなどの見やすい工夫も求められています。

第4章 松田町ふれあい計画 (松田町地域福祉計画・松田町地域福祉活動計画)

1 施策の体系



2 計画の理念

ふれあい・ささえあい・えがおあられる松田町

身近な地域における福祉活動の推進

住み慣れた地域でだれもが安心して自分らしく暮らせるという地域福祉の理念を踏まえ、孤立防止としての「ふれあい」、相互支援の「ささえあい」、快適な地域での生活として「えがお」が、地域で豊かになるように、第2次計画と同様の基本理念とし、この理念を実現するために、松田町地域福祉計画策定委員会で「仕組み」をつくり、松田町地域福祉計画進行管理委員会で定期的に進捗状況の管理と実態を把握していきます。

目標：1 「住民主体によるささえあいのある地域づくり」

住民、自治会や民生委員児童委員の連携のもと、第1次計画の目標であった「住民が主体的に判断し行動できる地域づくり」を踏襲し、地域の資源や特長を生かしながら、地域住民が主体になって進める地域づくりを推進していきます。

重点項目 1

「地域で日常的に交流できる居場所づくり・福祉活動への住民参加の推進」

○現状と課題、取り組みの方針

- ・現在、町内では地域住民のコミュニティ活動の場として、22カ所の地域集会施設等が設置され、自治会の様々な活動や、地域住民のコミュニティ活動の場として活用されています。
各自治会では、地域のふれあいを目的とした小地域福祉活動として、お祭りやハイキング等、様々なイベントを行っています。また、子育て支援センターは、子育て世代の方々が気軽に交流できる拠点となっています。
- ・地域の誰もが気軽に集い、ふれあい、交流ができる「地域の茶の間」活動が、第1次計画策定当初の5地域から現在16地域に拡大し開催されています。
- ・自治会の小地域福祉活動や、「地域の茶の間」活動も、活動内容や参加者が固定化し、内容や参加者の拡大が課題となっている地域があります。また、地域の世代間の交流、高齢者の生きがいづくりの場のニーズや、障がい者の方の集いの場が少ないという課題もあります。
- ・地域で高齢者や障がい者、世代間の交流の機会が増えるよう、自治会等の小地域福祉活動や「地域の茶の間」活動等の居場所づくり、コミュニケーションづくりを推進します。
- ・ふれあいや交流の場をとおして、地域住民の福祉活動への意識が深まるよう推進します。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①「地域の茶の間」の設置と活動の支援	町 町社協 ふれあい相談員	地域の誰もが気軽に集まり、ふれあえる「地域の茶の間」は、地域住民の自主的な運営に支えられています。その取り組みを支援するとともに、未設置地域への拡充に努めます。
②コミュニティ施設の有効活用	町 自治会	各地域の集会施設、公民館といった地域コミュニティ施設の有効活用に努めることにより、地域福祉に関わる様々な活動を効果的に実施できるように努めます。
③地域コミュニティ活動の充実	町 町社協 自治会 ふれあい相談員	地域における様々な交流を活発にすることにより、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の支援と、積極的な参加に努めます。
④小地域福祉活動への支援	町社協	各自治会で取り組んでいるコミュニティ活動や世代間交流、サロン活動などの小地域福祉活動に対し、活動費の助成、職員の派遣、情報の提供、研修会などを通じ、自治会単位の地域の「つながり」や「たすけあい」「ささえあい」などの活動が継続的に行われるよう支援します。

～地域の居場所づくり ひろがる「地域の茶の間」活動～

地域の茶の間活動とは？

地域の方が誰でも気軽に集まれる場として、地域集会施設などを拠点に自発的に運営、参加して様々なレクリエーションなどを行っています。それぞれの地域で活動方法は違いますが、「誰でも気軽に集まれて、地域が助け合えるネットワークなどのふれあいづくりの意識を高めること」を共通目的としています。

「茶の間活動一覧」

平成31年3月現在

名 称	実施日・時間	実 施 場 所
仲町屋ふれあい会	第1・第3水曜 13:00～	仲町屋地域集会施設
神山ふれあい会	第1土曜 13:30～	神山地域集会施設
だれでも茶の間（茶屋）	毎月1日・15日 10:00～	茶屋地域集会施設
なごみの会（店屋場）	毎月15日 13:30～	店屋場地域集会施設
町屋ふれあいの会	毎月10日 13:30～	町屋地域集会施設
湯の沢ふれあい会	第2土曜 13:30～	湯の沢児童センター
宇津茂ふれあい会	第1月曜 13:30～	宇津茂地域集会施設
沢尻ふれあい会	第2・第4木曜 9:30～	沢尻地域集会施設
虫沢ふれあい会	第1木曜 13:30～	虫沢地域集会施設
中沢ふれあい会	第3水曜 9:30～	沢尻地域集会施設
谷津ふれあい会	第2又は第3水曜 13:30～	谷津自治会公民館
城山ふれあい会	第3土曜 10:30～	城山地域集会施設
ひだまり会（弥勒寺、田代、宮地）	第4水曜 13:30～	田代地域集会施設
よもやま会（宮前）	不定期	宮前地域集会施設
仲町ふれあい会	第3水曜 13:30～	仲町地域集会施設
中央ふれあい会	第3火曜 13:30～	町民文化センター

よもやま会（宮前自治会）



城山ふれあい会（城山自治会）

沢尻ふれあい会（沢尻自治会）



ひだまり会（弥勒寺自治会、田代地区、宮地地区）



重点項目 2

「各分野における地域福祉の担い手の育成と支援」

○現状と課題、取り組みの方針

- 現在、高齢者や障がい者、子育て世代への支援を目的としたボランティアの方々が町社協に登録し活動しています。また、自治会役員や民生委員児童委員をはじめ、関係団体の方々、地域の茶の間活動の支援や地域とのつなぎ役として「ふれあい相談員」が6名配置されており、それぞれの分野で地域福祉の担い手として活動しています。
- ボランティアや自治会役員等の担い手の減少、高齢化などが深刻化しており、地域での生活支援の担い手の養成が必要です。また、「ふれあい相談員」をはじめとした地域活動の周知や、若い世代に対してボランティア活動の周知や利用・参加の促進もまだまだ不足しています。
- 自治会や民生委員児童委員、ふれあい相談員、ボランティアの方々をはじめとした地域福祉の担い手をさらに支援し、連携していくとともに、ネットワークづくりに努めます。
- 従来から続いているボランティア活動だけでなく、地域での生活支援など、新たなニーズの発掘や、若い世代だけでなく、高齢者や障がい者の方も活動の担い手となって活躍できる場づくりを推進します。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①ふれあい相談員の育成と活動の支援	町 町社協	地域における課題やニーズを捉えて、情報・人・場所などをつなぐ役割を担うふれあい相談員の育成と活動支援に努めます。
②地域における人材の育成と地域活動の継続に必要な支援	町 町社協	地域での様々な福祉活動を支える人材の育成に努め、積極的な活動の継続を支援します。
③地域で活躍している人材の分野を越えた交流や情報共有	町 町社協	地域で活動する各団体相互の交流や情報共有を行い、分野を横断した連携や、取り組みを支援します。
④「地域の茶の間」の設置と活動の支援（再掲）	町 町社協 ふれあい相談員	地域の誰もが気軽に集まり、ふれあいやたすけあい意識の向上を目的に、地域の方が自主的に運営する活動「地域の茶の間」の取組みを支援するとともに、未設置地域への事業拡大に努めます。
⑤ボランティアセンター機能の充実と、体験学習、各種ボランティア養成講座の充実	町社協	誰もがボランティア活動に取り組めるよう、ボランティアセンターの機能の充実に努め、ボランティア活動参加者の増加を図るほか、幅広い世代を対象としたボランティア体験学習や各種ボランティア養成講座の充実に努めます。

町社協の登録ボランティア

団体名	分野	活 動 内 容
さわやか	高齢者支援	町社協デイサービスの弁当作り、高齢者世帯の会食会
松朗会	障がい者支援	町、町社協の広報誌の音訳、視覚障がい者世帯への配布
さくら会	障がい者支援	手話の啓発、講座の開催、聴覚障がい者との交流
いちえ会	高齢・障がい者支援	町社協イベント等への協力
車いすダンス	高齢・障がい者支援	福祉施設や町社協等で車椅子ダンスの交流
ヘルスマイト (食生活改善推進)	高齢・障がい者支援	食生活改善の普及、高齢者や障がい者との料理教室
レモングラス	高齢・障がい者支援	福祉施設や町社協等でコーラスを通じた交流
ファミリーインターナショナル	高齢・障がい者支援	福祉施設や町社協等で音楽演奏を通じた交流
ひまわり	子育て支援	町、町社協のイベントで子どもの一時的預かり
ケアボランティア(個人登録)	高齢者支援	町社協デイサービスの補助、高齢者施設のボランティア
点字ボランティア(個人登録)	障がい者支援	町、町社協の広報誌の点訳
災害ボランティア(個人登録)	災害支援	災害時のボランティアセンターの運営協力、災害支援活動

「松田いきいき元気の会」の活動紹介

本町では、5年前から地域住民に介護予防活動の担い手を増やすことを目的に、介護予防サポーター養成講座を開催しており、現在までに60名の方へ修了証を発行しています。介護予防サポーターは、自身の健康と、高齢者の健康増進、介護予防を目的としています。

2年前、介護予防サポーター養成講座を受講者の自主グループとして30人余りが所属する「松田いきいき元気の会」が立ち上がりました。

現在は、町内で定例講座を行うほか、健康教室など、町が作成した冊子「介護予防のための健康体操」に基づいたストレッチや筋トレ、「まつだ健康体操」「コグニサイズ（認知症予防運動）」などのさまざまな機会に活動しています。

「シニアクラブ松田」の活動紹介

60歳以上の方の生きがいと健康づくり等を目的に、下記のような様々なクラブ活動、地域活動を行っています。「松田町老人クラブ連合会」から「シニアクラブ松田」に名称変更し、今後も松田町のシニア世代の方が参加しやすく親しみやすいクラブとして活動を展開していきます。

活動分野	主な活動内容
健康増進	・パークゴルフ（月1回） ・カーレット（卓上のカーリング：月1回） ・輪投げ・ビンゴボード（年1回） ・ハイキング（年4回）
文化活動	・カラオケ（月1回） ・映画鑑賞（月1回） ・合唱（月1回） ・日帰り旅行・初詣（年1回）
福祉活動	・友愛チーム活動（会員の訪問による見守り等）

重点項目 3

「子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられる地域づくり」

1 高齢者福祉施策の現状と課題、取り組みの方針

- 平成30年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,705人で、高齢化率は32.9%となっています。このうち75歳以上の後期高齢者人口は1,913人です。
- 15歳以上64歳以下の生産年齢人口は6,496人で、65歳以上の高齢者1人を約1.8人で支えている状況になっています。
- 介護保険制度においては、要支援・要介護認定者数は、平成26年は477人でしたが、平成30年には555人に増加しています。また、介護認定率は平成26年の13.5%が平成30年は15.0%と増加しています。（各年3月現在）
- 平29年5月の介護保険法の改正に伴い、新たに地域共生社会*の実現に向けた取り組みの推進が盛り込まれ、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。
- 高齢者の相談窓口として、町地域包括支援センターが総合相談支援や、介護予防事業や認知症予防事業などの、元気な高齢者を増やすための取り組みを行っています。また、町社協やシニアクラブ松田、各自治会などでも高齢者を対象にした事業や、レクリエーションなどを行っています。

*地域共生社会：高齢者・障がい者、子どもなど全ての人々が1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会

2 子ども・子育て支援施策の現状と課題、取り組みの方針

- 松田町における平成24年から平成28年までの合計特殊出生率の平均は1.18でした。この値は全国平均1.43、県平均1.31をいずれも下回っています。なお、合計特殊出生率算定の対象となる町内の15～49歳までの女性人口は、平成25年は2,204人でしたが、平成30年は2,000人と約9.3%減少しています。
- 町の子ども・子育て支援施策は、平成27年3月に策定した「松田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の取り組みを進めてきました。具体的には、地域内交流の減少により、家庭や地域における養育機能が低下するなか、保育事業の拡充をはじめ、子育てに関する相談や交流の場としての子育て支援センター、地域の保育を補完する役割を担うファミリーサポート事業の充実に努めており、今後も少子化対策と定住化に向けた取り組みを実施していきます。

3 障害者福祉施策の現状と課題、取り組みの方針

- 身体障害者手帳を所持する人は平成30年4月1日現在で420人です。その内訳は視覚障がい28人、聴覚障がい25人、言語障がい等6人、肢体不自由224人、内部疾患137人です。このうち、身体障害者手帳1、2級の人は218人です。
- 療育手帳を所持する人は平成30年4月1日現在で82人です。このうち、療育手帳A1（最重度）、A2（重度）の人は30人で全体の37%を占めています。

- 精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、平成30年4月1日現在で56人です。
- 自立支援医療の受給者数は、自立支援医療（精神通院）が148人、更生医療が6人です。
- 従来、障がい者に対する施策は、身体、知的、精神という障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されていること、また、支給決定の際に全国共通の判断基準に基づいたサービス支給決定基準が規定されていないことが課題とされてきましたが、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）により、障がい者の範囲の拡充（難病を追加）、障害支援区分の創設、サービスの拡充といった施策を推進しています。平成28年10月1日から、町直営で基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制のさらなる強化に努めています。
- 障がいのある人への差別を解消するため、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月に施行されました。障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

4 各分野に共通する課題

- 町では、高齢者、障がい者、子育て世代等の各分野に相談機関があり、必要な支援を担っていますが、高齢者と障がい者世帯や、介護と育児に同時に直面している世帯などの世帯の複合課題や、制度の狭間にある課題など、各分野を越えた支援や、各関係機関同士の情報共有が必要となっています。
- 支援が必要な方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、本人や家族に対する公的な福祉サービスだけでなく、地域の理解とサポートも必要です。その有する能力に応じ、社会の一員として自立した日常生活を営むことができるよう、公的福祉サービスを「縦割り」から医療、介護、予防、住まい、生活支援等あらゆる分野を含めた「丸ごと」へ転換し、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域住民自らの役割として、健康づくり・介護予防への努力、地域におけるささえあいへの取り組みをとおして、「自助・互助・共助」の推進に努めます。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、平常時から災害時に対して十分備えるとともに、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、地域の防災力の強化が必要です。また、子どもから高齢者、また障がいの有無に関わらず、地域に集う誰もが安全、安心に生活できる環境づくりのため、地域住民、関係機関が連携して地域ぐるみの防犯活動に取り組むなど、犯罪のないまちづくりを進める取り組みが必要です。
- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など支援を要する人が、災害時でも地域で迅速に対応できるしくみづくりを進めるとともに犯罪の防止や緊急時に対応できる体制づくりに努める必要があります。

○具体的な施策（高齢者福祉）

取り組み	実施主体	内容
① 地域支援事業の充実	町 地域包括支援センター 介護予防サポーター	地域支援事業を推進することにより、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り、地域で自立した生活を営むことができるよう努めます。
②生活支援体制整備事業の推進	町 地域包括支援センター 町社協	支援が必要な高齢者の日常的な生活の充実のため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の運営を行い、生活支援の体制整備に努めます。
③介護予防事業の推進	町 地域包括支援センター 町社協 介護予防サポーター	介護予防のための健康教室や相談を行うとともに、介護予防サポーターを養成、育成し、地域における介護予防の普及啓発に努めます。
④認知症サポーターの養成、育成	町 地域包括支援センター	認知症サポーターの養成、育成により、認知症に対する知識の普及、理解を進め、地域で暮らす認知症の方々とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。

○具体的な施策（子育て支援）

取り組み	実施主体	内容
⑤母子保健事業の充実と推進	町	「松田町子ども・子育て支援事業計画」、「松田町健康増進計画・食育推進計画」等に基づき、母性並びに乳児や幼児の健康の保持と増進を図り、保健の向上を目指すとともに、子育て関係機関と連携し、乳幼児の健やかな成長、発達を支援します。
⑥ファミリーサポートセンター・子育て支援センター事業の充実	町	次代を担う子どもたちが、地域で健やかに育つことのできるよう支援し、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。
⑦福祉教育の推進	町社協	教育機関と連携を図り、定期的な情報交換や福祉教育を推進することにより、地域福祉の啓発に努めます。
⑧病児保育室の周知及び内容の充実	町	平成30年10月1日より足柄上郡5町で病児保育を開始しました。生後4ヵ月から小学校3年生までのお子さんが病気で集団保育が困難な場合、専用の保育室で事業を実施します。新規事業のため、周知及び内容の充実をめざします。

○具体的な施策（障がい者福祉）

取り組み	実施主体	内容
⑨障害者総合支援法によるサービスの推進	町 町社協	個々のニーズにあった障害福祉サービスを提供することにより、障がい者が地域で自立した生活を送れるように支援します。また、町社協は事業者として良質なサービスの向上に努めます。
⑩障がい者、障がい者団体等への支援	町 町社協	障がい者団体への財政支援とともに、団体が実施するレクリエーションや文化事業等への協力、また、障がい者を対象とした社会見学会の企画や点字、録音での広報の配付、手話通訳者の派遣、外出支援などを行います。
⑪障がい者への理解の促進と自立への社会環境づくり	町 町社協	障がい者への理解を深め、地域活動などに参加できる機会が増えるよう支援します。また、関係機関と協力し、自立した生活に向けて支援します。

○具体的な施策（各分野共通）

取り組み	実施主体	内容
⑫成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用の推進	町 各分野の相談機関 町社協	主に高齢者、障がい者を対象に、生活に必要な支援と財産を守る目的で、日常生活自立支援事業や成年後見制度などを活用し、権利擁護のための適切な支援を行います。
⑬多様な主体による生活支援の提供	町 地域包括支援センター 町社協 各種関係団体	各分野の制度利用のほか、民間の在宅福祉サービスの活用も含め、事業者・福祉関連団体、地域住民相互のたすけあい等との連携により、日常的な生活の支援に努めます。
⑭世代間交流事業や地域活動への支援	町 地域包括支援センター 町社協 自治会 各種団体	シニアクラブ松田をはじめ、地域で活動している団体と協力し、地域の様々な年代の方が交流できる場づくりや、イベントの広報や声かけをし、社会参加の機会の確保に努めます。
⑮虐待防止対策の推進	町	児童、障がい者、高齢者の虐待の未然防止の啓発と早期発見に努め、関係機関と連携し、解決・支援に努めます。
⑯「安全・安心」のしくみづくり	町 町社協 自主防災会	災害時における要援護者への支援のため、災害時要支援者名簿の活用、福祉避難所の円滑な設置・運営や自主防災組織の育成等、地域防災力の強化に努めるほか、子どもから高齢者までの世代の虐待や孤立を防ぐ仕組みづくりに努めます。
⑰見守り活動支援事業	町 町社協 民生委員児童委員	ひとり暮らし高齢者への防火指導や認知症高齢者、障がい者や子どもを対象とした声かけや防犯パトロール、また、民生委員児童委員、認知症サポーターをはじめとする地域福祉の担い手や企業と連携し、見守り活動の充実を図ります。
⑱災害ボランティアセンター機能の充実	町社協	町地域防災計画に基づき、災害時にボランティアの受付や派遣等のための災害ボランティアセンターが迅速に設置、運営できるよう努めます。

○具体的な施策（各分野共通）

取り組み	実施主体	内容
⑱相談機関の充実・強化と地域の関係機関も含めた連携	町 町社協 各分野の相談機関	地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センターの体制整備をより強化し、住民がどのような分野でも気軽に相談できる総合相談体制の充実と、関係機関との連携に努めます。
⑳地域・関係機関との連携	町 町社協 自治会	高齢者や障がい者を狙う悪質商法や子どもの犯罪被害の防止を図るため、町、町社協、地域、関係機関との連携を強化、推進します。

目標：2 「地域福祉を支える関係者と協働する地域づくり」

- 私たちの地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、福祉ニーズも増加、多様化しています。このような状況において、公的サービスだけでは対応しきれなくなりつつあることから、今後、町、町社協、地域住民、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉の担い手、事業者など地域福祉をささえあう関係者が、それぞれの役割を理解し、それぞれの立場で協力しあうことにより、地域におけるささえあいの仕組みを構築していきます。

民生委員とは

民生委員は、地域住民の立場に立った相談・支援者として県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、市町村に置かれる給与を支給しない非常勤の特別職で、児童委員を兼ねています。

重点項目：4

「住民の権利擁護の推進」

○現状と課題、取り組みの方針

- 福祉分野の各計画で実施したアンケート調査や、本計画策定のために実施したヒアリング調査の結果から、福祉サービス等の利用が必要となった場合の各種手続きや、金銭の管理等についての不安、虐待への対応、障害者差別解消法の周知・啓発活動が求められています。また、社会福祉法第107条第1項第1号の「共通して取り組むべき事項」にも、「高齢者や障がい者、子どもへの虐待の対応や課題に対しての支援」、「市民後見人の育成や判断能力に不安がある方への金銭管理などの権利擁護」が挙げられています。
- 地域福祉分野の他の制度の動きとして、自殺対策基本法の改正や、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、地域住民の年齢、性別、障がいの有無などを問わず、日々の生活の中で起こる様々な課題に対し、各相談支援機関の分野を越えて連携し、「生きることへの包括的な支援」に努めます。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①虐待防止対策の推進(再掲)	町	児童、障がい者、高齢者の虐待の未然防止の啓発と早期発見に努め、関係機関と連携し、解決・支援に努めます。
②成年後見制度等の利用の推進のための体制づくり	町 各分野の相談機関 町社協	主に高齢者、障がい者を対象に、生活に必要な支援と財産を守る目的で、日常生活自立支援事業や成年後見制度などを活用し、権利擁護のための適切な支援を行います。また、成年後見制度の普及啓発や、相談対応を担える成年後見センター等を広域で設置することを検討します。
③成年後見人との連携や、法人後見の推進	町 町社協	成年後見人と支援機関との連携の推進や、権利擁護事業の新たな担い手として、社会福祉協議会などの法人でも後見業務を受任できる「法人後見」の体制づくりを進めます。
④ゲートキーパーの養成・育成	町	ゲートキーパーの養成、育成により、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけや見守りなど、悩んでいる人が地域で孤立しない地域づくりに努めます。
⑤松田町自殺対策計画の策定→「第5章 ころの健康対策事業計画(第1期松田町自殺対策計画)」	町	自殺対策基本法の改正に伴い、市町村自殺対策計画の策定が義務となりました。松田町では、地域福祉計画との連携の必要性も考慮し、松田町地域福祉計画と一体的に策定します。
⑥松田町成年後見制度利用促進計画の策定→「第6章 第1期松田町成年後見制度利用促進計画」	町	成年後見制度利用促進法の創設により、市町村成年後見制度利用支援計画の策定が努力義務となりました。松田町では、地域福祉計画との連携の必要性も考慮し、松田町地域福祉計画と一体的に策定します。

重点項目：5

「制度の狭間や地域の課題の把握・解決に向けた包括的な支援体制の整備と推進」

○現状と課題、取り組みの方針

- 町では、地域包括支援センター（高齢者支援）、基幹相談支援センター（障がい者支援）、子育て世代包括支援センター（子育て支援）が中心となり、個別の相談対応を行っていますが、地域の様々な課題が混在し、複数の相談機関の連携や、制度の狭間の問題への対応が課題となっています。町直営の相談機関の体制整備を推進し、役場内の関係各課、専門職等や外部関係機関との情報共有と連携強化に努めます。
- 民生委員児童委員やふれあい相談員の方々も地域の課題把握やつなぎ役として活動し、町や町社協と定期的に必要な情報共有を行うなどの連携体制をとっています。今後も地域や関係団体とのネットワークも活かし、地域の課題や解決に向けた取り組みに努めます。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①保健・医療・福祉の連携	町 各分野の相談機関 町社協	保健・医療・福祉サービスに対するニーズが多様化していることから、各分野が連携し、質の高い総合的なサービスを提供できるように体制を整備します。
②地域で活躍している人材の分野を越えた交流や情報共有（再掲）	町 町社協	地域で活動する各団体相互の交流や情報共有を行い、分野を横断した連携や、取り組みを支援します。
③福祉活動団体が協働する体制づくり	町 町社協	町社協や民生委員児童委員、ボランティア団体等が連携を強化し、協働する体制づくりを支援します。
④相談機関の充実・強化と地域の関係機関も含めた連携（再掲）	町 町社協 各分野の相談機関	地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センターの体制整備をより強化し、住民がどのような分野でも気軽に相談できる総合相談体制の充実と、関係機関との連携に努めます。

重点項目：6

「地域福祉を支える人たちとのネットワークづくりと協働の推進」

○現状と課題、取り組みの方針

- 町では、自治会、民生委員児童委員、ふれあい相談員との定期的な連絡会の開催や、地域課題の把握や意見集約を目的に地域懇談会を開催しています。町社協では、理事会、評議員会などを通じて、関係機関との情報交換や福祉教育、ボランティア等地域活動の担い手や、当事者団体などの会議に参加し、連携を図っています。今後も関係者との情報共有の場づくりに努めます。
- 町や町社協では地域福祉の情報発信の媒体として、町広報紙、お知らせ号、社協だよりを発行し、ホームページを開設しています。ヒアリング調査等の結果からも、情報の入手先として町広報紙や自治会回覧板が多く挙がっており、今後も地域づくりや災害、防災についての情報提供や、視覚障がいや聴覚障がいをお持ちの方には点字や録音での広報の配布など、情報提供体制の強化に努めます。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①情報提供体制の充実	町 町社協	町、町社協が発行する広報紙やホームページなどで、必要な情報をわかりやすく伝えられるよう、内容の充実を図ります。
②情報共有の推進	町 町社協	地域福祉の担い手との連携を密にして福祉に関する情報共有化に努めます。
③福祉活動団体が協働する体制づくり	町 町社協	町社協や民生委員児童委員、ボランティア団体等が連携を強化し、協働する体制づくりを支援します。
④福祉教育の推進（再掲）	町社協	教育機関と連携を図り、定期的な情報交換や福祉教育を推進することにより、地域福祉の啓発に努めます。

重点項目：7

「地域住民の福祉活動や生活を支える公的役割」

(自助・互助・共助を補完する公助へ)

○現状と課題、取り組みの方針

- ・町、町社協では、自治会で行うコミュニティ活動や、小地域福祉活動、登録ボランティアやシニアクラブ松田、身体障害者福祉協会等の福祉団体に補助金を交付することにより、地域福祉活動への財政的な支援のほか、出前講座等、必要に応じた情報提供やアドバイスなど側面的な支援も行っています。
- ・町社協では、神奈川県共同募金会の支部組織として事業に取り組み、配分金の申請や活用をしています。
- ・財政状況が厳しさを増しており、限られた財源の有効活用が重要になっています。また、生活困窮課題に対応するため、個別支援の方法として食糧支援のニーズも増加傾向にあり、町社協では災害見舞金や生活福祉資金の貸付、食糧支援活動なども行っていますが、今後更なる生活困窮世帯への自立支援施策が求められています。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
①地域福祉活動団体に対する助成	町 町社協	福祉団体に対して助成を実施することにより、団体の振興を図り、地域福祉の推進に努めます。
②地域コミュニティ活動に対する支援	町	自治会の地域コミュニティ活動に対する財政支援（地域コミュニティ活動交付金）を行うとともに、活動状況の情報発信を支援し、地域間の交流を促進します。 また、地域独自の取り組み、活動などへの支援を進めます。
③小地域福祉活動への支援（再掲）	町社協	各自治会で行われているコミュニティ活動、世代間交流、サロン活動などの小地域福祉活動に対し、活動費の助成、職員の派遣、情報の提供、研修会などを通じ、自治会単位の地域の地域の「つながり」や「たすけあい」「ささえあい」などの活動が継続的に行われるよう支援します。

○具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
④生活援護事業	町 町社協	<p>町は生活保護に関する相談対応をとおして、生活困窮者に対する生活援護に努めます。また、町社協は生活福祉資金の貸付窓口、一時的な生活困窮世帯への緊急生活資金の貸付や食糧支援、子どもの貧困への対応、また交通遺児や火災、風水害の被災者世帯に対しての見舞金の支給、日常生活用具の貸出しや年末たすけあい事業の配分などを行い、日常生活への復帰に向けての支援に努めます。</p> <p>また、ひとり親家庭等の自立に向けた支援に努めます。</p>
⑤共同募金運動をとおした地域づくりの推進	町社協	<p>共同募金運動をとおして地域における「たすけあいの心」を育み、地域で行うさまざまな福祉活動の支援と、福祉施設や要援護者の方への配分事業を推進します。</p>

第5章 松田町こころの健康対策事業計画（第1期松田町自殺対策計画）

○計画の基本的な考え方

1 趣旨

自殺の要因は多様であり、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、総合的な自殺対策が必要となり、平成18年には、国で「自殺対策基本法」が施行されました。この結果、平成10年以降14年連続で毎年約3万人を超えていた全国の自殺者数は平成24年度から減少傾向に転じましたが、現在でも年間約2万人を超える水準となっています。

そこで、国は平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的論点からのみならず、「生きることへの包括的な支援」として、都道府県・市町村に計画の策定を義務付け、地域レベルの実践的な自殺対策を推進することとなりました。

松田町でも、以前から町独自に事業を実施していましたが、国が策定している「自殺総合対策大綱」の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、第1期松田町こころの健康対策事業計画（第1期松田町自殺対策計画）を策定し、今後も継続して重点的な施策を実施していくこととしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、国が策定している「自殺総合対策大綱」及び神奈川県「かながわ自殺対策計画」の理念を基本とし、自殺対策基本法第13条第2項に基づいて策定した市町村自殺対策計画です。

自殺はどの年代でも起こりうる問題であり、個人的な問題として捉えられるのではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとしての対策が必要です。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との連携と、悩んでいる人が孤立しないための地域づくりが必要なため、松田町では第3次松田町地域福祉計画と一体的に策定し、他の関連計画等との整合性を図っていきます。

3 計画の期間

この計画は、平成31年度から5年を計画期間としています。計画の実施期間については、年度を追った進捗状況の点検を行います。

○現状と課題

1 松田町における自殺の現状と課題

(1) 自殺者数と自殺率の推移

人口動態統計によると、全国の自殺者数は平成22年以降減少を続け、平成28年は21,017人、神奈川県内では1,309人でした。松田町の自殺者数は、平成22年から平成29年までの8年間で、合計は27人で、平均自殺者数は3.4人となっており、性別は男性の割合が多い傾向にあります。

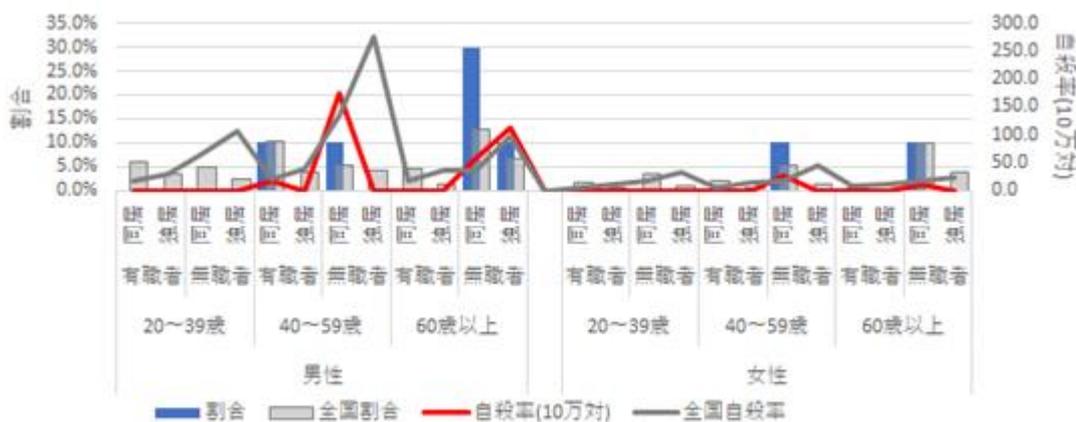
全国と神奈川県の自殺者数



出典：かながわ自殺対策計画

また、年代別の自殺率*の推移は、全国と同様に、40歳から59歳までの年齢層が突出して高い数値となっています。

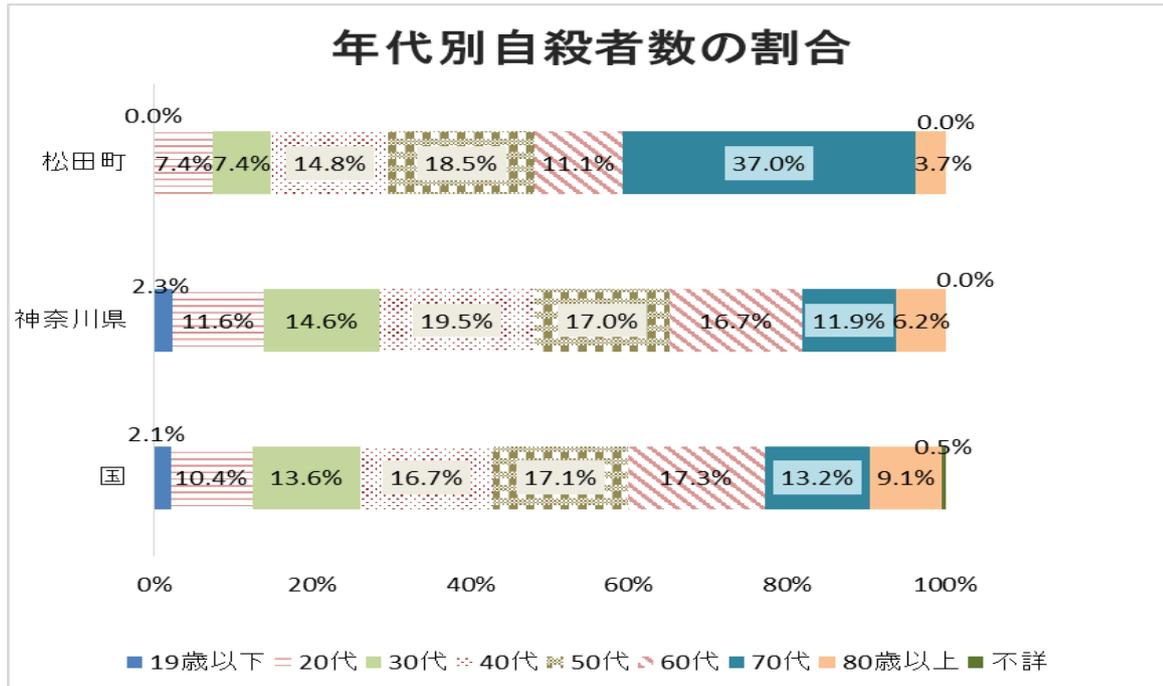
自殺率の推移と年代、性別ごとの割合（全国・松田町）H24～28合計



出典：地域自殺実態プロファイル【2017更新版】（自殺総合対策推進センター）

*自殺率：その年の人口10万人あたりの自殺者数

(2) 年代別自殺者数の割合

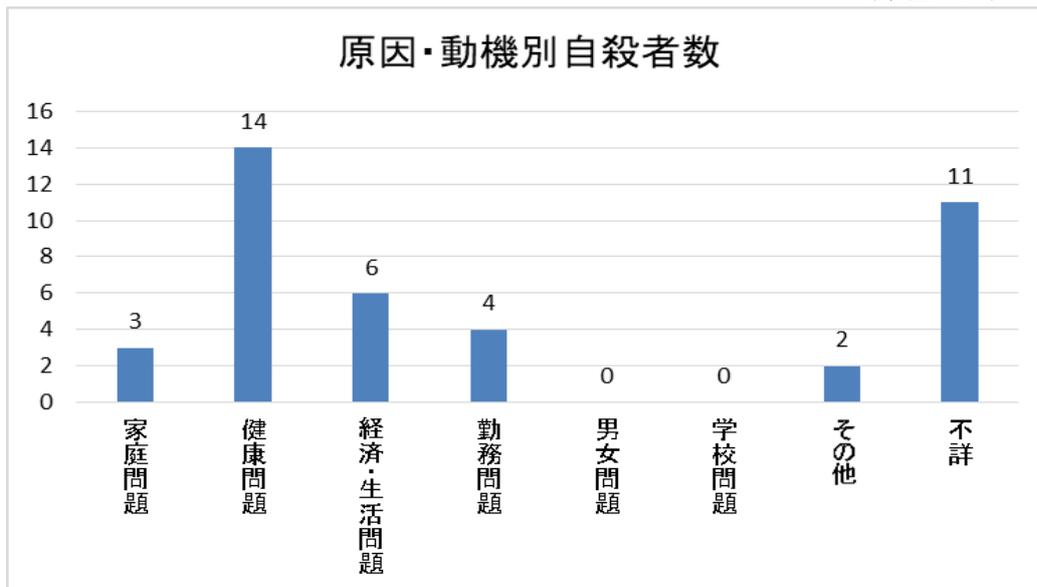


出典：厚生労働省 地域における自殺対策の基礎資料（平成22年～平成29年の合計により算出）

年代別自殺者数の割合は、「70代」が37.0%と多く、次いで「50代」の18.5%、「40代」の14.8%となっています。全国や神奈川県は「40代」から「60代」の割合が多い傾向にあります。松田町の場合は70代以上の割合が4割を超えています。また、職業の有無では「無」の割合が多く、家族等との同居の有無では67%が「同居あり」となっています。

(3) 原因・動機別自殺者数（松田町）

（単位：人）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成22年～平成29年の合計値）

※原因・動機は複数計上している。

原因・動機別の自殺者数は「健康問題」が14人で全体の約35%を占め、次いで「不詳」11人、「経済・生活問題」が6人（全体の約15%）となっています。

2 松田町の主な自殺の特徴

自殺に関する地域の分析及び地域特性（地域の課題）の把握のため、自殺総合対策推進センターがとりまとめた「地域自殺実態プロファイル」では、松田町の地域特性は以下のとおりです。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危険経路**
1位: 男性60歳以上無職同居	3	37.5%	58.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性40～59歳無職同居	1	12.5%	173.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位: 男性60歳以上無職独居	1	12.5%	113.9	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位: 男性20～39歳無職同居	1	12.5%	103.2	①【30代その他の無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位: 女性60歳以上無職同居	1	12.5%	11.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】（自殺総合対策推進センター）

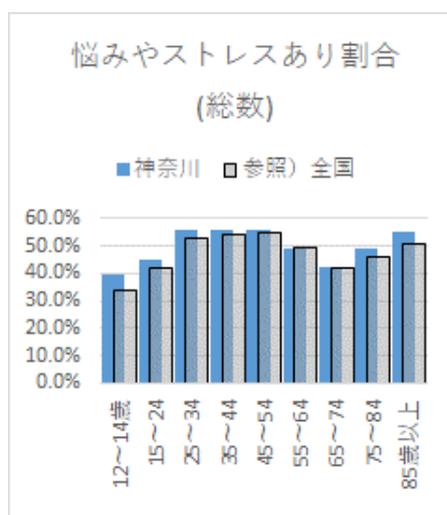
順位は自殺者の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

*自殺死亡率：自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査をもとに自殺対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

この危機経路は区分における典型的な例であり、本町の自殺者の実例を示すものではない。

また、神奈川県及び全国の年齢（10歳階級）別の悩みやストレス、こころの状態（「K6*」による評価）をみると、約半数以上の方が悩みやストレスを抱えており、10%近くの方が精神的な問題を抱えている結果となりました。松田町でも、自殺の要因となり得る生活困窮、虐待、ひきこもりなど様々な問題が混在化し、問題が複雑化して早期発見の妨げになることが課題として挙げられています。



出典：平成28年国民生活基礎調査（割合は回答不詳を除いて算出した数値）

*K6：こころの健康を測定する尺度で、24点中5点以上で心に何らかの負担を抱えている状態、13点以上で深刻な問題が発生している可能性が高いとされています。

○計画の理念・基本施策

1 計画の理念

誰も自殺に追い込まれることのない松田町

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、失業、生活苦、育児や介護の悩み、身体疾患など、様々な要因が複雑に関係しています。

相談支援体制の充実のほか、悩んでいる人が自殺に追い込まれることがないように、周囲が気づき、声をかけ、必要な支援につなげることができる地域づくりも必要です。松田町では、地域福祉計画と一体的に策定し、地域の資源やネットワークを活用できる体制づくりを進めます。

2 自殺対策の基本方針

国では、2015年の自殺死亡率を2026年までに30%以上減少させることを数値目標としており、県が策定した「かながわ自殺対策計画」では、2016年の自殺死亡率（人口動態統計）を5年間で、15%以上減少させることを数値目標としています。しかし、現状分析の結果、人口規模が小さい本町の場合は年単位の自殺死亡率の差が大きいため、目標の数値を定めることが困難であるため、本計画では数値目標を設定せず、総合的な自殺対策を基本方針として掲げることとしました。

(1) 地域におけるネットワークの強化

第3次松田町地域福祉計画策定のために実施したヒアリング結果では、困っている人への声かけについては、「しようと思う」が9割を超えており、支えあいの意識は高いものの、悩みやストレスの相談相手として「家族・親戚」と回答した方が4割と最も多い結果でした。ひとり暮らしの人等が地域で孤立しないよう、地域の見守りや声かけとともに、気軽に相談できる支援体制の確保や、庁内の連携強化に努めます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

本町では、町職員や民生委員児童委員、一般住民等を対象にゲートキーパー養成研修を実施しています。自殺総合対策推進センターから示されたプロフィールでは、松田町の特徴として「高齢者」の自殺が多いと示されていますが、人口規模が小さい本町の場合は、自殺1件の変動による傾向の変化が大きくなることから、特に高齢者に関わる人が多い地域包括支援センターやケアマネジャー等のほか、あらゆる世代ごとを対象とした研修を企画し、総合的な自殺対策の人材育成に努めます。

(3) 住民への啓発と周知

自殺は社会の問題であり、自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることです。自殺を個人の問題と考えず、悩んでいる人が誰かに助けを求めることが社会の共通認識になるよう、積極的に啓発と周知をしていく必要があります。

今後も、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた相談の啓発や、自殺予防リーフレットの配布などを継続して実施していきます。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの促進要因」を高め、「生きることの阻害要因」を低くするという視点から、本町の現状分析の結果、自殺の原因・動機として多い「健康問題」や、「経済、生活問題」など、様々な悩みを複数抱える人への相談支援の充実や、悩んでいる人が周囲から孤立することがないように、地域福祉計画と連携した居場所づくりに努めます。

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

悩んでいる児童生徒が、周囲の大人に助けを求めることができるよう、教育委員会、学校との連携を強化するほか、子どもがすこやかに成長できる環境整備に努めます。

また、児童生徒が自分を傷つけずに、自分のことを肯定する気持ち（自己肯定感）を育てていけるよう、「命の大切さ」を伝える取り組みを実施していきます。

3 自殺対策の取り組み

施策	取り組み	担当部署	内容
人材育成	ゲートキーパー養成研修	町	ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）研修を、職員（常勤・非常勤）や、関係団体、町民の方向けに実施します。
普及・啓発	自殺予防週間	国・県・町	9月10日～16日の自殺予防週間に、SNSや、広報等により、町内外に向けて自殺予防週間の周知と相談の啓発を行います。
	自殺対策強化月間	国・県・町	3月にSNSや広報等により、町内外に向けて自殺対策強化月間の周知や相談の啓発を行います。また、図書館で書籍等を紹介し、自殺対策の情報提供を行います。
	自殺予防リーフレット配布	町	予防週間や、強化月間等に回覧版等で身近な相談窓口を周知します。
相談支援の充実	基幹相談支援センター	町	個々のケースに応じ他機関と連携し必要な支援につなげます。
	おとな健康相談	町	2ヵ月に1回、健康相談（身体、こころの相談）、栄養相談を実施します。
	無料法律相談	町	弁護士による無料での法律相談の機会を提供します。
	地域防災計画	町	災害時の避難者の健康管理について、必要な施策を実施します。
庁内連携	各種窓口対応	町	税徴収、転出入等異動届受領等、窓口業務を行う職員同士の連携や情報共有を密にし、必要な支援につなげます

	こころの健康見える化チェック*	町	町ホームページのメンタルチェックシステム等の利用により、個々の心身状態の気づきを促し、健康意識の向上につなげます。
	産婦訪問	町	エジンバラ産後うつ病自己評価票（EPDS）**をとり、産後の母親に対し必要な支援を行います。
	公園・児童遊園地等の管理	町	地域内の公園・児童遊園地等を定期的に巡回します。
	青少年教育推進事業	町	家庭・学校・地域が連携し、世代間のふれあいや、地域のつながりを深め、子ども・若者やその家族の悩みや不安を相談・支援できる体制の構築を図ります。
教育	児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	教育委員会	児童生徒に命の大切さを育むため、道徳教育の充実を図ります。また、インターネットや携帯電話等の健全な利用及びネットいじめ防止等、情報モラル教育を推進します。
	こころの教室	教育委員会	不登校などの悩みを抱えた児童、保護者、教諭等への支援のため、月3回臨床心理士が相談・助言を行います。
	子どもの居場所づくり	教育委員会	児童が気軽に参加できる活動や場所を提供します。また、活動の担い手を増やし、地域ぐるみで見守り体制を整えます。

*松田町国民健康保険第2期データヘルス計画（平成30年度～平成35年度）に位置づけられている地域包括ケア「健康の見える化事業」の取り組みです。

**エジンバラ産後うつ病自己評価票（EPDS）：産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発され、母親の産後うつ病のリスク判定や、出産前から持っていた問題に対し、この質問票実施を機に医療や相談につなげる動機づけとしても活用されています。この質問票には10個の質問があり、各質問に母親が自分で回答し、30点満点のうち9点以上で産後うつ病の疑いがあるといわれています。

○相談窓口

	相談窓口名称	運営主体	電話番号	開設時間
児童虐待に関すること	小田原児童相談所	神奈川県	0465-32-8000	平日 8:30~17:15
	子ども・家庭110番	神奈川県	0466-84-7000	9:00~20:00
	人権・子どもホットライン	神奈川県	0466-84-1616	9:00~20:00
いじめに関すること	神奈川県立総合教育センター いじめ110番	神奈川県	0466-81-8111	24時間受付
	神奈川県警察 少年相談保護センター ユーステレホンコーナー	警察本部 少年育成課	045-641-0045 0120-45-7867	平日 8:30~17:15
家庭内暴力に関すること	女性のためのDV相談窓口	神奈川県	0466-26-5550 (面接相談は要予約)	平日 9:00~21:00 土日 9:00~17:00
	DV相談に悩む男性のための相談窓口	神奈川県	0570-783-744	月・木 18:00~21:00 (祝日を除く)
	女性への暴力相談(週末ホットライン)	神奈川県	045-451-0740	土日 17:00~21:00 祝日 9:00~21:00
ひきこもりに関すること	青少年サポートプラザ(青少年センター)	神奈川県	045-242-8201	火~日 9:00~12:00 13:00~16:00
仕事に関すること	働く人のメンタルヘルス相談室	神奈川県 かながわ労働センター	045-633-6110	火 13:30~16:30

経済問題に関する こと	生活再建支援 相談	神奈川県	045-312-1881	月・木 13:00~18:00
	無料相談（登 記、多重債務、 相続等）	神奈川県司法書 士会	045-312-1121 （夜間は要予約）	水 9:00~12:00 13:00~16:00 （現地で相談受付、予約不要） 火 17:30~20:00（要予約）
	法テラス 小田原	法テラス	050-3383-5370	平日 9:00~17:00
	金融相談 金融課	神奈川県	045-210-5695	平日 8:30~17:15
依存に 関する こと	依存症電話 相談	神奈川県	045-821-6937	月 13:30~16:30
死に たい 気持ち	こころの電話 相談	神奈川県	0120-821-606	平日 9:00~21:00
こころ からの 健康	こころの電話 相談	神奈川県	0120-821-606	平日 9:00~21:00
	かながわ女性 センターこ ろとからだの 健康相談	神奈川県	0466-27-6000	火~日 9:00~12:00 13:00~16:00 木曜日のみ 12:00 まで
	かながわ女性 センター精神 保健相談	神奈川県	0466-27-6000	毎月第1木曜日
	かながわ難病 相談・支援セ ンター	神奈川県	045-321-2711	10:00~18:00
遺族の 支援	自死遺族電話 相談	日本いのちの電 話連盟	045-821-6937	水木 13:30~16:30

総合窓口	小田原保健福祉事務所足柄上センター	小田原保健福祉事務所足柄上センター	0465-83-5111	平日 8:30~17:15
	松田町役場福祉課	松田町役場	0465-83-1226	平日 8:30~17:15
	松田町役場子育て健康課	松田町役場	0465-84-5544	平日 8:30~17:15

第6章 第1期松田町成年後見制度利用促進計画

○計画の基本的な考え方

1 趣旨

少子高齢化や核家族化の影響により、認知症高齢者の増加や、身寄りがいないなど、社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増えています。また、障がいのある方が地域で自立して生活するために必要な体制づくりや、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で自己決定（自分の在り方を決めること）に困難を抱える障がい者のための意思決定支援の重要性も高まってきました。

このようななか、国は、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが社会における喫緊の課題となっています。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていないことに鑑み、国は平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、上記のニーズを解決するためのひとつの施策として、成年後見制度の利用を促進し、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

町でも、成年後見制度発足時から、主に認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがあり、何らかの支援が必要な人に対して、必要に応じ制度の利用についての支援を行ってきました。第3次地域福祉計画策定のためのヒアリング調査においても、福祉サービス等の利用が必要となった場合の各種手続きや、金銭の管理等についての不安、虐待への対応など、権利擁護に関するニーズがあることや、利用促進法の施行や国の基本計画が策定されたことを受け、支援が必要な人が適切に成年後見制度を利用することができ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第1期松田町成年後見制度利用促進計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、利用促進法に基づき策定する計画であり、法第23条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

誰もがその人らしく暮らし続けられるような地域づくりのためには、成年後見制度の利用はその重要な手段のひとつであり、地域住民の生活を支える、保健、医療、福祉、教育、労働などその他の関連施策との連携が必要なため、第3次松田町地域福祉計画と一体的に策定し、他の本町の関連計画等との整合性を図っていきます。

3 計画の期間

この計画は、平成31年度から5年を計画期間としています。計画の実施期間については、年度を追った進捗状況の点検を行います。

○成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

1 成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度			判断能力	援助者
	法定後見制度	後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保佐	著しく不十分	保佐人
		補助	不十分	補助人
任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度です。			

(2) 成年後見人等の選任

成年後見人等の選任は、本人のためにどのような保護・支援が必要なのかなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家などの第三者や、福祉関係の公益法人などの法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

(3) 成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を支援し、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けています。

成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や介護の実務などは一般に成年後見人等の職務ではありません。

2 国及び松田町の状況

平成29年版高齢社会白書によると、2012年は認知症患者数が462万人（65歳以上の高齢者の7人に1人の割合）でしたが、2025年には約700万人（65歳以上の高齢者の5人に1人の割合）になると見込まれています。

全国数値から松田町の認知症高齢者数を推計すると、2025年には約654人（65歳以上の高齢者の5.4人に1人の割合）が見込まれています。

松田町の認知症患者将来推計

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
65歳以上人口*1 (A)	3,499人	3,637人	3,533人	3,438人	3,354人	3,257人
割合(B)*2	15.2%	16.7%	18.5%	20.2%	21.4%	20.7%
認知症高齢者数(C) = (A×B)	532人	607人	654人	694人	718人	674人

*1 「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所 参照

*2 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業の認知症患者の推定有病率の数値（各年齢層の認知症有病率が2012年以降一定と仮定した場合の有病率将来推計） 参照

また、障がい者の現状では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害者基本法第23条では、国及び地方公共団体が、障がい者の意思決定支援への配慮や、成年後見制度利用の促進に関する規定がされています。

（障害者基本法）

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障がい者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

また、我が国全体の高齢化率が上昇していることから、障がい者自身やその家族の高齢化も懸念されることから、「親亡き後」の支援も必要となります。

そのようななか、平成29年12月31日現在の横浜家庭裁判所管内の成年後見制度利用者数は、県全体では15,289件、松田町は23件で、うち、65歳未満は9件にとどまっており、成年後見制度のさらなる利用促進が求められています。

成年後見制度の利用者数（平成29年12月31日現在）

単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
松田町	21	2	0	0	23
神奈川県	12,241	2,154	637	257	15,289
全国	165,211	32,970	9,535	2,516	210,290

1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

2) 本資料は、平成29年12月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。

3) 2) の利用者数には、住所地在神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理しているものの数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地在神奈川県外の者の数は計上していない。

4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典：横浜家庭裁判所資料（松田町及び神奈川県の利用者数）
最高裁判所事務総局家庭局（全国の利用者数）

3 松田町の成年後見制度の利用促進に関する課題

(1) 成年後見制度の周知と啓発

成年後見制度の利用については、日頃から馴染みが少なく、制度自体がわかりにくいことや、申立て書類の作成が難しいなどの課題のほか、親族以外の第三者が後見人になった場合には報酬の支払いが生じることも制度利用の妨げになっていると考えられます。

(2) 成年後見制度の相談窓口の必要性和各分野の相談機関の連携

成年後見制度は、家族や近隣、各分野の相談支援機関にも十分な制度の周知が進んでおらず、制度の利用が必要な人の発見や、必要性の精査などに時間がかかっています。また、現状では町のほか、高齢分野は地域包括支援センター、障害分野は基幹相談支援センター等が相談対応していますが、各分野を超えて対応が可能な成年後見制度の相談窓口はありません。今後、成年後見制度の専門的な相談窓口が各分野の相談機関と連携し、法定後見に限らず、任意後見制度や日常生活自立支援事業*の利用も含め、本人のニーズにあった権利擁護制度へのつながりが必要です。

*日常生活自立支援事業：軽い認知症や知的障がい、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、社会福祉協議会との契約により、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を行う事業です。

(3) 地域連携ネットワークの構築

制度を利用する人が地域で生活していくためには、福祉分野の課題だけではなく、金銭管理や契約行為、家屋の購入・売却や相続など、多岐にわたりますが、制度を利用する人の障がいの特性の理解や、効果的なコミュニケーションの方法がわからず、相手方が対応に困惑することがあります。

また、成年後見人等が対応困難な課題をひとりで抱え込んでしまうこともあるため、制度を利用する人に関わる各関係機関と後見人等の地域連携ネットワークの構築や、成年後見人等の活動をサポートする機関の設置が必要です。

(4) 成年後見制度の申立て支援の充実

成年後見制度を利用するためには、本人、配偶者、4親等以内の親族、市区町村長等が手続きに必要な提出書類を整え、本人の住所地を管轄している家庭裁判所に「申立て」を行うことが必要です。

老人福祉法第32条、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第51条の11の2、知的障害者福祉法第28条では、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」は、市区町村長は「後見開始の審判等の請求（法定後見の申立てをすること）」ができると規定されており、松田町でも制度開始当初から、申立てができる親族がない場合や、親族がいても虐待が疑われたり、音信不通の状態にあるなどの事情があるなど、本来、制度の利用が必要なものにも関わらず法定後見の申立てができない人を対象に、町申立てを行ってきました。

しかし、町申立ての対象とならず、本人や親族等が申立人となって手続きする場合、書類の集め方や申立て書類の記入の方法などが複雑なため、申立てまでに時間がかかったり、制度利用に消極的になることが懸念されます。

成年後見制度の類型別の利用者数をみても、判断能力の程度が一番重度な「後見」類型が突出して多いことから、困っている人を早期に発見し、必要な相談や手続きの支援、後見人選任後の生活の見守りなどができる相談機関の設置や、地域連携ネットワークの構築が必要です。

(5) 第三者の成年後見人等の担い手の確保

横浜家庭裁判所の集計によると、法定後見申立てを行い、平成29年中に成年後見人等が選任された件数は神奈川県で2,447人であり、そのうち親族が後見人となった件数は542件、第三者後見人が後見人となった件数は1,905人と、第三者後見人の選任が多くなっています。

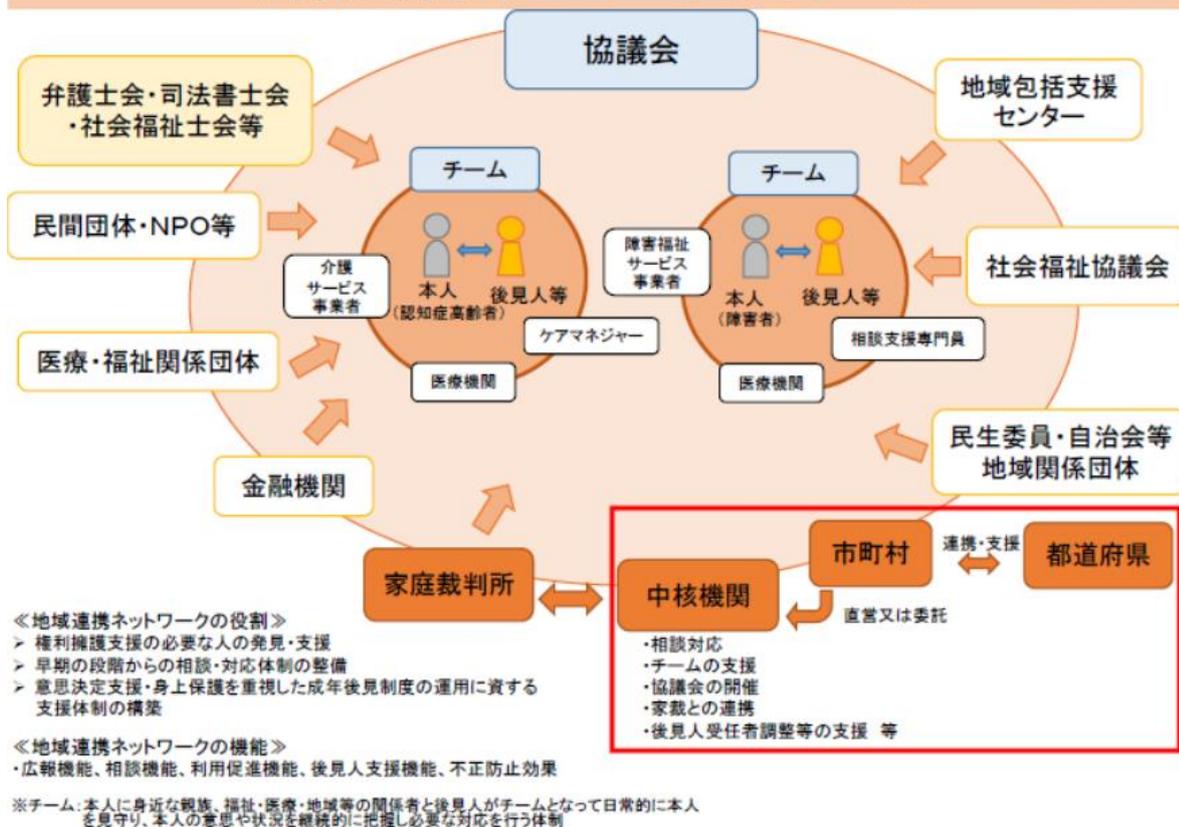
また、第三者後見人の担い手は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、社会福祉協議会等の法人が後見活動を行う法人後見や、親族以外の市民が後見活動を行う市民後見人の受任件数も徐々に増加してきています。

後見人候補者がいないために制度が利用できないということのないよう、後見人候補者の確保や、専門職後見人だけではなく、若い世代の知的障がい者・精神障がい者の方を生涯支えていくことができる法人後見の必要性も高まっています。

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画でも、地域連携ネットワークの整備や、地域における相談機能や成年後見制度の利用促進機能の強化に向けて、中核となり、地域における連携・対応強化の推進役となる機関（以下「中核機関」という。）の設置の必要性が盛り込まれており、今後も制度の利用促進に向けて、さらなる体制整備が求められています。

このような課題を踏まえ、町では「成年後見制度を必要とする人が、適切に利用につながり、意思決定の支援や、ひとりの人としての権利が守られる地域づくり」を目指します。

地域連携ネットワークのイメージ



出典：内閣府資料

○成年後見制度の利用促進の取り組み

具体的な施策

取り組み	実施主体	内容
1 成年後見制度利用支援体制の充実	町	①成年後見制度の周知と啓発の推進
	町	②中核機関のあり方の検討
2 地域における権利擁護の担い手支援	町	①後見人等への支援拡充
	町 町社協	②法人でも後見人等を受任できる体制づくり
3 成年後見制度の利用が困難な人への支援	町	①申立て者がいない人への支援
	町	②後見報酬の支払いが困難な人への支援
4 権利擁護にかかる地域連携ネットワーク体制づくり	町、町社協 足柄上1市5町	①地域連携ネットワーク体制の構築
	町 足柄上1市5町	②足柄上地域における成年後見センター設置に関する検討会の設置と検討

1 成年後見制度利用支援体制の充実

① 成年後見制度の周知と啓発の推進

町では、成年後見制度の普及啓発を目的として、地域住民や関係機関を対象に、成年後見制度についての専門講座を実施しています。福祉関係者等への周知は徐々に進んでいますが、周知対象に偏りがあり、今後より広く町民に周知を進めていくため、今後も出張講座を含めた専門講座の開催や、身近な相談窓口について周知します。

② 中核機関のあり方の検討

利用促進法では、地域連携ネットワークの整備や中核機関の整備が求められており、様々な相談に対応できる法律、福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携と、対応の強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや既存のネットワークなどの資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じて市町村の直営又は委託などにより設置することが望ましいとしています。

今後、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関への委託や、複数の市町村にまたがる「広域型」での中核機関の設置を含め、地域の実情に応じた柔軟な形での設置を勧めます。

2 地域における権利擁護の担い手支援

① 後見人等への支援の拡充

本人や親族が申立てを行った場合、町を介さずに成年後見人等が選任されることが多いため、現状では利用実態の把握は難しく、具体的な支援に結びついていません。成年後見人等における親族の割合は約30%で一定の割合を占めていますが、経験や専門的知識の不足により、後見事務が適切に行えないことがあります。

申立ての相談から受任調整、受任後の活動支援、家庭裁判所との連携を含めて継続的に関わることができるような中核機関の設置を検討します。

② 法人でも後見人等を受任できる体制づくり

成年後見制度の必要性が年々高まっていることから、親族や専門職による第三者などの個人のみを受任体制ではなく、社会福祉協議会などの法人でも後見業務を受任できるようにし、身近な地域で若い世代の知的障がい者・精神障がい者の方を生涯支えていくことができる体制をつくります。

3 成年後見制度の利用が困難な人への支援

① 申立て者がいない人への支援

町では、成年後見制度利用の申立てができる4親等以内の親族がいない人に対し、関係機関等からの要請に基づき町長による申立てを行っていますが、本人と関わりのある関係機関等からの情報提供がないと、成年後見制度が必要な人の早期発見が難しいことや、関係機関によって必要性の判断に温度差があるなどの課題があります。継続的に町と関係機関が連携し、身寄りがない人でも安心して成年後見制度が利用できる仕組みづくりを進めます。

② 後見報酬の支払いが困難な人への支援

町では、町長による申立てをした人が後見報酬の支払いが困難な場合に後見報酬を助成していますが、今後、助成対象者が増加することが予想されるため、財源確保が大きな課題となっています。金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できる仕組みづくりを推進するとともに、後見申立て費用の助成のあり方について検討します。また、国や県へ財源について要望していきます。

4 権利擁護にかかる地域連携ネットワーク体制づくり

① 地域連携ネットワーク体制の構築

成年後見制度の利用を促進するためには地域連携ネットワークの構築はもちろんのこと、成年後見制度の推進を総合的に協議していく体制づくりも不可欠です。今後、地域連携ネットワーク体制の構築についての検討や、後見受任者との交流機会の設置などにより、地域での連携体制の強化を推進します。また、広域での成年後見制度利用促進にかかる協議会の設置を検討するなど、地域での制度利用促進に向けた取り組みを行います。

② 足柄上地域における成年後見センター設置に関する検討会の設置と検討

今後増加が見込まれる成年後見制度のニーズに対応するため、神奈川県内の市町村では法人後見等を実施する権利擁護センターの設置を進めている自治体も多く、松田町でも権利擁護の体制づくりが必要です

(参考)

足柄上地域自立支援協議会*権利擁護部会では、「当事者」「支援者」「行政」の三者の立場から、足柄上地域における権利擁護の中でも特に成年後見制度の利用促進についての検討を行ってきており、平成30年6月に「足柄上地域における成年後見センター設置に関する報告書」を足柄上地域自立支援協議会に提出し、その内容について承認されています。

これをふまえ、足柄上1市5町では、これを障がい分野に限らず、足柄上地域全体の課題として捉え、平成30年12月、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町と小田原保健福祉事務所足柄上センターで構成された、「足柄上地域における成年後見センター設置に関する検討会」を設置しました。

本会議では、広域型成年後見センターの設置に向け、今後、関係団体との連携も含め、圏域の設定、中核機関等の機能等も含め、地域に必要とされる役割の検討などの協議を具体的に進めていきます。

*地域自立支援協議会：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3により障がいのある方への支援体制の整備を図るため、市町村が設置することとなっています。松田町においては、南足柄市が事務局となり、足柄上地域1市5町の広域で「足柄上地区地域自立支援協議会」を設置しています。

松田町においては、広域型の枠組みの中での役割の検討のほか、町社協をはじめ町内の関係機関との連携を重視し、地域の資源も活用できる形を目指します。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画策定後は、計画書の作成やダイジェスト版の作成・全戸配布等により、住民、関係機関、関係団体等に広く周知を図り、住民、行政、各関係機関が協働して計画の推進に取り組める体制を整えます。

2 計画の進行管理

本計画策定後も、引き続き松田町地域福祉計画進行管理委員会にて、第3次計画が示した事業や取り組みが適切に推進されているかを定期的に確認していきます。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
進行管理の実施	第3次計画の進行管理委員会開催 モニタリング項目の設定	第3次計画の進行管理委員会開催	第3次計画の進行管理委員会開催	第3次計画の進行管理委員会開催	第3次計画の進行管理委員会開催	第4次計画の進行管理委員会開催
計画の策定				第4次計画策定のためのアンケート調査実施	第4次計画の策定委員会開催	
松田町ふれあい計画	第3次計画					第4次
松田町こころの健康対策事業計画(松田町自殺対策計画)	第1期計画					第2期
松田町成年後見制度利用促進計画	第1期計画					第2期

住民と町と社協との協働によるまちづくり



資料編

ヒアリング調査結果

福祉分野の他の計画で実施したアンケートの分析結果

松田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

委員名簿

「第3次松田町ふれあい計画」策定のためのヒアリング（聞き取り）調査

松田町の各計画のアンケート（福祉関係の項目）調査

【結果報告書】

調査時期 平成30年6月27日～11月13日

対象者 松田町在住の町民（個人）
（地域の茶の間の参加者・町地域包括支援センター利用者）
社協会食会の参加者（設問の一部 問4．問7）

人数 289名

団体数 5団体（32名）
（シニアクラブ・身体障害者福祉協会・民生委員児童委員協議会
町子育て支援センター・KOMNYすみれの家）

平成30年11月

松田町
松田町社会福祉協議会

第3次松田町ふれあい計画に係るヒアリング調査実施先及び人数

実施先		人数	実施方法
1. 地域の茶の間（ふれあい会）		206	
①	町屋	20	訪問・聞き取り
②	店屋場	16	〃
③	神山	13	〃
④	茶屋	7	〃
⑤	中央	10	〃
⑥	仲町	15	〃
⑦	中沢	7	〃
⑧	沢尻	21	〃
⑨	宮前	16	〃
⑩	谷津	11	〃
⑪	城山	10	〃
⑫	仲町屋	17	〃
⑬	弥勒寺・田代・宮地	6	〃
⑭	宇津茂	10	〃
⑮	虫沢	11	〃
⑯	湯の沢	16	〃
2. 地域包括支援センター利用者（要支援）		48	福祉課で訪問 後日回収
*参考 社協会食会の参加者（高齢者のみ世帯）		35	配布、即時回収
合 計		289	
3. 団体			
①	シニアクラブ松田（老人クラブ）	8	役員会で聞き取り
②	町身体障害者福祉協会	17	イベントで聞き取り
③	民生委員児童委員協議会	5	役員会で聞き取り
④	町子育て支援センター	1	担当者に聞き取り
⑤	KOMNYすみれの家	1	配布、後日回収
合 計		32	

第3次松田町ふれあい計画策定のための
ヒアリング（聞き取り）調査 ご協力をお願い

町民の皆さまにおかれましては、日頃より町福祉行政及び町社会福祉協議会の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

町と町社会福祉協議会では、平成21年度より松田町の地域福祉を推進するための計画として、松田町ふれあい計画という計画を5年ごとに改定しながら策定してまいりました。来年度より第3次の計画がスタートすることから、今年度に計画を策定する予定です。現在、松田町でも少子高齢化が益々進み、子どもから高齢者の方まで様々な世代のことや、生活困窮の問題、閉じこもりなど様々な福祉の課題があります。そうしたことから、国の介護保険制度を始め、福祉の制度やサービスも目まぐるしく変化しています。

町や社会福祉協議会でも様々な福祉のサービスがありますが、これからも益々福祉の充実、地域福祉の推進を目指していきたいと思っております。

そこで、過去に町でも町民の方に様々なアンケートなどを実施してきましたが、そうしたアンケートの結果もふまえ、町民の皆様に直接お話しをお伺いしたいと思い、今回このような機会をいただきました。

今回の聞き取りの内容は、まずは日頃、皆様が生活するうえで、ちょっとしたことで困っていることや、こういうことがあったらいいのと思うこと、また、逆にこうしたことなら地域の担い手として、ボランティア活動ができるなどといったことを中心に、お聞きしたいと思います。ご回答いただいた内容は、お名前もお聞きしませんし、計画策定以外には使用いたしませんので、ぜひお気軽にご回答ください。

尚、今回の聞き取りの集計結果は後日、ご報告させていただきます。

宜しく申し上げます。

問2 皆様は日常生活のなかで、どの程度ご近所づきあいをしていますか。

1. ほとんどない	3. たまに立ち話をする程度
2. あいさつ程度	4. 長期に家を空けるときなどに知らせる程度
	5. 互いに相談や世話をするほどの親しいつきあい

(「1」「2」を選んだ方におたずねします。)
 ご近所づきあいがあまりない理由は何でしょうか。(複数回答可)

1. 仕事などで忙しく、知り合う機会がない
2. わずらわしいので、つきあわないようにしている
3. つきあいたいと思うが、きっかけがない
4. 誘われればつきあってもよいが、誘われないのでしない
5. 近所には留守の家が多い
6. その他 ()

問3 現在、皆様の住んでいる地域のなかで問題と思うものはなんですか。 (複数回答可)

1. あいさつをしない人が多い	2. 地域での見守りがされていない
3. 緊急時の対応体制がわからない	4. 隣近所との交流が少ない
5. 犯罪の増加	6. 世代間の交流が少ない
7. 交通マナーの乱れ	8. 障害者に対する理解が不足
9. 道ばたのごみが増えた	10. その他 ()

問4 現在、ご自身の生活で現在または将来に不安なことがあれば、それはどんなことですか (複数回答可)

1. 自分が介護や介助を受けること	2. 家族の介護や介助のこと
3. 老後の暮らし(年金など)	4. 収入が少ない(生活費など)
5. 人と交流する場所がない	6. 子どもの教育や子育てのこと
7. 地域での人間関係	8. 家族の人間関係
9. 地域の安全・安心のこと	10. 孤立や孤独死のこと
11. 就労(就職や失業)のこと	12. 金銭管理やサービス手続など
13. 特にない	
14. その他()	

問5 皆様は悩みやストレスについて、誰に相談していますか。

(複数回答可)

1. 家族、親戚	2. 近所の人
3. 友人・知人	4. 民生委員
5. 役場	6. 社会福祉協議会
7. 子育て支援センター	8. 施設や学校の人
9. 医師や看護師	10. ホームヘルパーやケアマネジャー
11. その他 ()	12. 誰にも相談しない
13. 相談相手がない	

問6 皆様は困っている人を見かけたとき、声をかけようと思いますか。

1. 思う	2. 思わない
-------	---------

声をかけられない理由は何ですか。お聞かせください。

問7 現在、皆様が日常生活の中で「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしい」ことがあれば、それはどんなことですか。

(複数回答可)

1. 電球、照明の交換	2. 家の中の簡易な修理、模様替え
3. 外出の付き添い (買物、通院等)	4. 薬を飲む、貼る、塗る
5. つめきり	6. 入浴
7. 歯磨き、入れ歯の管理	8. 公共料金の支払い
9. 朝のゴミ出し	10. ボタンなど衣類の裁縫
11. 食事の準備や手配	12. 同居者の一時預かり
13. 話し相手	14. 草むしり
15. 定期的な見守り (電話、訪問等)	16. 朗読、郵送物の仕分け
17. その他()	

問8 「ちょっとした困りごと」を必要としている人に、できる時にできる範囲で下記の項目の中で協力してもよいというお気持ちはございますか。

(複数回答可)

1. 電球、照明の交換	2. 家の中の簡易な修理、模様替え
3. 外出の付き添い (買物、通院等)	4. 薬を飲む、貼る、塗る
5. つめきり	6. 入浴
7. 歯磨き、入れ歯の管理	8. 公共料金の支払い
9. 朝のゴミ出し	10. ボタンなど衣類の裁縫
11. 食事の準備や手配	12. 同居者の一時預かり
13. 話し相手	14. 草むしり
15. 定期的な見守り (電話、訪問等)	16. 朗読、郵送物の仕分け
17. その他()	

協力できない 人

協力できない理由は何ですか。お聞かせ下さい。

問9 町の福祉に関する情報（例：福祉サービス、ボランティア、健康保険など）は主にどこから入手していますか

（複数回答可）

1. 町広報、おしらせ号	2. 町社協だより
3. 町ホームページ	4. 町社協ホームページ
5. 町担当課	6. 町社協の職員
7. 自治会回覧版	8. 近所の人、知人
9. 民生委員児童委員	10. 福祉施設の職員
11. 入手する方法がない	

問10 その他ご意見、ご要望がありましたら、ご自由にお聞かせくだ

ご協力いただきましてありがとうございました。



第3次松田町ふれあい計画策定のための
ヒアリング（聞き取り）調査 ご協力をお願い

皆さまの団体におかれましては、日頃より町福祉行政及び町社会福祉協議会の運営にご理解とご協力をいただき、また地域福祉の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

町と町社会福祉協議会では、平成21年度より松田町の地域福祉を推進するための計画として、松田町ふれあい計画という計画を5年ごとに改定しながら策定してまいりました。来年度より第3次の計画がスタートすることから、今年度に計画を策定する予定です。現在、松田町でも少子高齢化が益々進み、子どもから高齢者の方まで様々な世代のことや、生活困窮の問題、閉じこもりなど様々な福祉の課題があります。そうしたことから、国の介護保険制度を始め、福祉の制度やサービスも目まぐるしく変化しています。

町や社会福祉協議会でも様々な福祉のサービスがありますが、これからも益々福祉の充実、地域福祉の推進を目指していきたくと思います。

そこで、過去に町でも町民の方に様々なアンケートなどを実施してきましたが、そうしたアンケートの結果もふまえ、貴団体の皆様に直接お話しをお伺いしたいと思い、今回このような機会をいただきました。

今回の聞き取りの内容は、まずは日頃、皆様の団体が活動するうえで、課題や思っていることを自由回答という形でお聞きしたいと思います。ご回答いただいた内容は、お名前もお聞きしませんし、計画策定以外には使用いたしませんので、ぜひお気軽にご回答ください。

尚、今回の聞き取りの集計結果は後日、ご報告させていただきます。

宜しく申し上げます。

第3次松田町ふれあい計画ヒアリングシート

<聞き取りの前に確認>

1 ヒアリングする人数、役職を確認

[聞き取り内容]

問1 皆様の団体で、活動や運営上の問題、課題は何ですか。

--

問2 皆様の団体で、活動上よかった点や効果は何ですか。

--

問3 皆様の会員で、様子が心配な方や急に参加しなくなった方などに、見守りや声かけなど、孤立防止のための対応をされていますか。

1. している

2. 特にしていない

している場合、それはどんなことですか _____

問4 松田町の地域福祉のために皆様の団体で、関われることは何ですか。

問5 皆様の団体の今後の活動方針などは何ですか。

問6 町や社会福祉協議会にご要望やご意見など、ございましたらお聞かせ下さい。

以上で質問は終わりです。

ご協力いただきましてありがとうございました。



回答者属性

1 性別（合計）

		男	女	合計	構成比 (%)		
					男	女	地域
1	松田惣領地区	23	123	146	15.7	84.3	58.6
2	松田庶子地区	6	32	38	15.8	84.2	15.2
3	神山・湯の沢地区	13	18	31	41.9	58.1	12.4
4	寄地区	7	27	34	20.6	79.4	13.8
	合計	49	200	249			
	構成比 (%)	19.7	80.3	100.0			

性別（地域の茶の間）

		男	女	合計	構成比 (%)	
					男	女
1	松田惣領地区	18	106	124	14.5	85.5
2	松田庶子地区	4	20	24	16.7	83.3
3	神山・湯の沢地区	12	16	28	42.8	57.2
4	寄地区	4	22	26	15.3	84.7
	合計	38	164	202		
	構成比 (%)	18.8	81.2	100.0		

性別（地域包括）

		男	女	合計	構成比 (%)	
					男	女
1	松田惣領地区	6	17	23	26.1	73.9
2	松田庶子地区	2	12	14	14.3	85.7
3	神山・湯の沢地区	1	2	3	33.3	66.7
4	寄地区	3	5	8	37.5	62.5
	合計	12	36	48		
	構成比 (%)	25.0	75.0	100.0		

2 年代（合計）

		40 未 満	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 以上	合計
1	松田惣領地区	0	0	0	16	73	52	6	147
2	松田庶子地区	0	0	1	15	10	9	2	37
3	神山・湯の沢地区	0	0	1	4	13	14	0	32
4	寄地区	0	0	1	6	12	12	1	32
	合 計	0	0	3	41	108	87	9	248
	構成比 (%)	0	0	1.2	16.5	43.5	35.1	3.7	100.0

年代（地域の茶の間）

		40 未 満	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 以上	合計
1	松田惣領地区	0	0	0	15	66	40	2	123
2	松田庶子地区	0	0	1	14	6	3	0	24
3	神山・湯の沢地区	0	0	1	4	13	10	0	28
4	寄地区	0	0	1	6	11	7	0	25
	合 計	0	0	3	39	96	60	2	200
	構成比 (%)	0	0	1.5	19.5	48.0	30.0	1.0	100.0

年代（地域包括）

		40 未 満	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 以上	合計
1	松田惣領地区	0	0	0	1	7	12	4	24
2	松田庶子地区	0	0	0	1	4	6	2	13
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	4	0	4
4	寄地区	0	0	0	0	1	5	1	7
	合 計	0	0	0	2	12	27	7	48
	構成比 (%)	0	0	0	4.2	25.0	56.2	14.6	100.0

3 家族構成（合計）

		ひとり暮らし世帯	夫婦のみの世帯	複数世代の世帯	その他	合計
1	松田惣領地区	30	41	59	0	130
2	松田庶子地区	10	9	17	0	36
3	神山・湯の沢地区	6	11	8	0	25
4	寄地区	4	16	11	0	31
	合 計	50	77	95	0	222
	構成比 (%)	22.5	34.7	42.8	0	100.0

家族構成（地域の茶の間）

		ひとり暮らし世帯	夫婦のみの世帯	複数世代の世帯	その他	合計
1	松田惣領地区	21	36	51	0	108
2	松田庶子地区	4	4	15	0	23
3	神山・湯の沢地区	5	11	8	0	24
4	寄地区	1	12	9	0	22
	合 計	31	63	83	0	177
	構成比 (%)	17.5	35.6	46.9	0	100.0

家族構成（地域包括）

		ひとり暮らし世帯	夫婦のみの世帯	複数世代の世帯	その他	合計
1	松田惣領地区	9	5	7	0	21
2	松田庶子地区	6	5	2	0	13
3	神山・湯の沢地区	1	0	0	0	1
4	寄地区	3	4	2	0	9
	合 計	19	14	11	0	44
	構成比 (%)	43.2	31.8	25	0	100.0

問1 松田町の暮らしやすさ（合計）

		たいへん暮らしやすい	どちらかと言えば暮らしにくい	どちらかと言えば暮らしやすい	たいへん暮らしにくい	合計
1	松田惣領地区	30	34	70	9	143
2	松田庶子地区	3	11	11	0	25
3	神山・湯の沢地区	2	7	19	1	29
4	寄地区	3	7	18	4	32
	合計	38	59	118	14	229
	構成比 (%)	16.6	25.8	51.5	6.1	100.0

松田町の暮らしやすさ（地域の茶の間）

		たいへん暮らしやすい	どちらかと言えば暮らしにくい	どちらかと言えば暮らしやすい	たいへん暮らしにくい	合計
1	松田惣領地区	19	27	64	8	118
2	松田庶子地区	1	6	4	0	11
3	神山・湯の沢地区	1	7	17	1	26
4	寄地区	2	5	14	3	24
	合計	23	45	99	12	179
	構成比 (%)	12.8	25.1	55.3	6.8	100.0

松田町の暮らしやすさ（地域包括）

		たいへん暮らしやすい	どちらかと言えば暮らしにくい	どちらかと言えば暮らしやすい	たいへん暮らしにくい	合計
1	松田惣領地区	11	7	6	1	25
2	松田庶子地区	2	5	7	0	14
3	神山・湯の沢地区	1	0	2	0	3
4	寄地区	1	2	4	1	8
	合計	15	14	19	2	50
	構成比 (%)	30.0	28.0	38.0	4.0	100.0

(ア) 公共の交通機関（合計）

		多くて 便利	少なくて 不便	合計	構成比（％）	
					多くて便利	少なくて不 便
1	松田惣領地区	86	33	119	72.2	27.8
2	松田庶子地区	17	12	29	58.6	41.4
3	神山・湯の沢地区	5	22	27	18.5	81.5
4	寄地区	3	25	28	10.7	89.3
	合 計	111	92	203		
	構成比（％）	54.7	45.3	100.0		

(ア) 公共の交通機関（地域の茶の間）

		多くて 便利	少なくて 不便	合計	構成比（％）	
					多くて便利	少なくて不 便
1	松田惣領地区	80	24	105	76.2	23.8
2	松田庶子地区	15	8	23	65.2	34.8
3	神山・湯の沢地区	3	22	25	12.0	88.0
4	寄地区	3	18	21	14.2	85.8
	合 計	101	72	173		
	構成比（％）	58.4	41.6	100.0		

(ア) 公共の交通機関（地域包括）

		多くて 便利	少なくて 不便	合計	構成比（％）	
					多くて便利	少なくて不 便
1	松田惣領地区	5	9	14	35.7	64.3
2	松田庶子地区	2	4	6	33.3	66.7
3	神山・湯の沢地区	2	0	2	100.0	0
4	寄地区	0	7	7	0	100.0
	合 計	9	20	29		
	構成比（％）	31.0	69.0	100.0		

(イ) 道路 (合計)

		安全	危険	合計	構成比 (%)	
					安全	危険
1	松田惣領地区	51	56	107	47.6	52.4
2	松田庶子地区	3	22	25	12.0	88.0
3	神山・湯の沢地区	10	13	23	43.4	56.6
4	寄地区	15	6	21	71.4	28.6
	合 計	79	97	176		
	構成比 (%)	44.8	55.2	100.0		

(イ) 道路 (地域の茶の間)

		安全	危険	合計	構成比 (%)	
					安全	危険
1	松田惣領地区	48	43	91	52.7	47.3
2	松田庶子地区	1	20	21	4.8	95.2
3	神山・湯の沢地区	10	11	21	47.6	52.4
4	寄地区	10	6	16	62.5	37.5
	合 計	69	80	149		
	構成比 (%)	46.3	53.7	100.0		

(イ) 道路 (地域包括)

		安全	危険	合計	構成比 (%)	
					安全	危険
1	松田惣領地区	3	13	16	18.8	81.2
2	松田庶子地区	2	2	4	50.0	50.0
3	神山・湯の沢地区	0	2	2	0	100.0
4	寄地区	5	0	5	100.0	0.
	合 計	10	17	27		
	構成比 (%)	37.0	63.0	100.0		

(ウ) 駅や公共施設などの高齢者・障害者への配慮（合計）

		配慮が ある	配慮が ない	合計	構成比 (%)	
					配慮がある	配慮がない
1	松田惣領地区	42	52	94	44.6	55.4
2	松田庶子地区	4	19	23	17.4	82.6
3	神山・湯の沢地区	9	15	24	37.5	62.5
4	寄地区	6	9	15	40.0	60.0
	合 計	61	95	156		
	構成比 (%)	39.1	60.9	100.0		

(ウ) 駅や公共施設などの高齢者・障害者への配慮（地域の茶の間）

		配慮が ある	配慮が ない	合計	構成比 (%)	
					配慮がある	配慮がない
1	松田惣領地区	34	48	82	41.4	58.6
2	松田庶子地区	2	17	19	10.5	89.5
3	神山・湯の沢地区	7	15	22	31.8	68.2
4	寄地区	5	6	11	45.4	54.6
	合 計	48	86	134		
	構成比 (%)	35.8	64.2	100.0		

(ウ) 駅や公共施設などの高齢者・障害者への配慮（地域包括）

		配慮が ある	配慮が ない	合計	構成比 (%)	
					配慮がある	配慮がない
1	松田惣領地区	8	4	12	66.6	33.4
2	松田庶子地区	2	2	4	50.0	50.0
3	神山・湯の沢地区	2	0	2	100.0	0
4	寄地区	1	3	4	25.0	75.0
	合 計	13	9	22		
	構成比 (%)	59.1	40.9	100.0		

(工) 買い物をする場所 (合計)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	3	134	137	2.1	97.9
2	松田庶子地区	0	33	33	0	100.0
3	神山・湯の沢地区	2	28	30	6.7	93.3
4	寄地区	0	30	30	0	100.0
	合計	5	225	230		
	構成比 (%)	2.2	97.8	100.0		

(工) 買い物をする場所 (地域の茶の間)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	1	116	117	0.9	99.1
2	松田庶子地区	0	22	22	0	100.0
3	神山・湯の沢地区	2	26	28	7.1	92.9
4	寄地区	0	23	23	0	100.0
	合計	3	187	190		
	構成比 (%)	1.6	98.4	100.0		

(工) 買い物をする場所 (地域包括)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	2	18	20	10.0	90.0
2	松田庶子地区	0	11	11	0	100.0
3	神山・湯の沢地区	0	2	2	0	100.0
4	寄地区	0	7	7	0	100.0
	合計	2	38	40		
	構成比 (%)	5.0	95.0	100.0		

(才) 病院や医療施設 (合計)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	72	44	116	62.0	38.0
2	松田庶子地区	8	5	13	61.5	38.5
3	神山・湯の沢地区	7	16	23	30.4	69.6
4	寄地区	4	15	19	21.1	78.9
	合 計	91	80	171		
	構成比 (%)	53.2	46.8	100.0		

(才) 病院や医療施設 (地域の茶の間)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	60	36	96	62.5	37.5
2	松田庶子地区	4	5	9	44.4	55.6
3	神山・湯の沢地区	5	16	21	23.8	76.2
4	寄地区	1	14	15	6.7	93.3
	合 計	70	71	141		
	構成比 (%)	49.6	50.4	100.0		

(才) 病院や医療施設 (地域包括)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	12	8	20	60.0	40.0
2	松田庶子地区	4	0	4	100.0	0
3	神山・湯の沢地区	2	0	2	100.0	0
4	寄地区	3	1	4	75.0	25.0
	合 計	21	9	30		
	構成比 (%)	70.0	30.0	100.0		

(力) 福祉施設 (合計)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	32	58	90	35.6	64.4
2	松田庶子地区	1	18	19	5.2	94.8
3	神山・湯の沢地区	3	21	24	12.5	87.5
4	寄地区	5	12	17	29.4	70.6
	合 計	41	109	150		
	構成比 (%)	27.3	72.7	100.0		

(力) 福祉施設 (地域の茶の間)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	29	54	83	34.9	65.1
2	松田庶子地区	0	18	18	0	100.0
3	神山・湯の沢地区	3	19	22	13.6	86.4
4	寄地区	3	10	13	23.0	77.0
	合 計	35	101	136		
	構成比 (%)	25.7	74.3	100.0		

(力) 福祉施設 (地域包括)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	3	4	7	42.8	57.2
2	松田庶子地区	1	0	1	100.0	0
3	神山・湯の沢地区	0	2	2	0	100.0
4	寄地区	2	2	4	50.0	50.0
	合 計	6	8	14		
	構成比 (%)	42.8	57.2	100.0		

(キ) 公園・緑地などの憩いの場（合計）

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	39	56	95	41.1	58.9
2	松田庶子地区	1	22	23	4.3	95.7
3	神山・湯の沢地区	11	13	24	45.8	54.2
4	寄地区	6	14	20	30.0	70.0
	合計	57	105	162		
	構成比 (%)	35.2	64.8	100.0		

(キ) 公園・緑地などの憩いの場（地域の茶の間）

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	34	54	88	38.6	61.4
2	松田庶子地区	0	22	22	0	100.0
3	神山・湯の沢地区	11	13	24	45.8	54.2
4	寄地区	3	12	15	20.0	80.0
	合計	48	101	149		
	構成比 (%)	32.2	67.8	100.0		

(キ) 公園・緑地などの憩いの場（地域包括）

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	5	2	7	71.4	28.6
2	松田庶子地区	1	0	1	100.0	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0
4	寄地区	3	2	5	60.0	40.0
	合計	9	4	13		
	構成比 (%)	69.2	30.8	100.0		

(ク) 誰もが気軽に集まれる場所 (合計)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	29	73	102	28.4	71.6
2	松田庶子地区	13	9	22	59.1	40.9
3	神山・湯の沢地区	2	23	25	8.0	92.0
4	寄地区	6	19	25	24.0	76.0
	合 計	50	124	174		
	構成比 (%)	28.7	79.3	100.0		

(ク) 誰もが気軽に集まれる場所 (地域の茶の間)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	25	66	91	27.4	72.6
2	松田庶子地区	12	8	20	60.0	40.0
3	神山・湯の沢地区	2	21	23	8.7	91.3
4	寄地区	6	15	21	28.6	71.4
	合 計	45	110	155		
	構成比 (%)	29.0	71.0	100.0		

(ク) 誰もが気軽に集まれる場所 (地域包括)

		多い	少ない	合計	構成比 (%)	
					多い	少ない
1	松田惣領地区	4	7	11	36.3	63.7
2	松田庶子地区	1	1	2	50.0	50.0
3	神山・湯の沢地区	0	2	2	0	100.0
4	寄地区	0	4	4	0	100.0
	合 計	5	14	19		
	構成比 (%)	26.3	73.7	100.0		

(ケ) 地域の「見守り」や「たすけあい」の意識

(合計)

		高い	低い	合計	構成比 (%)	
					高い	低い
1	松田惣領地区	72	47	119	60.5	39.5
2	松田庶子地区	11	15	26	42.3	57.7
3	神山・湯の沢地区	11	16	27	40.7	59.3
4	寄地区	14	10	24	58.3	41.7
	合 計	108	88	196		
	構成比 (%)	55.1	45.9	100.0		

(ケ) 地域の「見守り」や「たすけあい」の意識 (地域の茶の間)

		高い	低い	合計	構成比 (%)	
					高い	低い
1	松田惣領地区	57	43	100	57.0	43.0
2	松田庶子地区	8	14	22	36.4	63.6
3	神山・湯の沢地区	9	16	25	36.0	64.0
4	寄地区	10	9	19	52.6	47.4
	合 計	84	82	166		
	構成比 (%)	50.6	49.4	100.0		

(ケ) 地域の「見守り」や「たすけあい」の意識 (地域包括)

		高い	低い	合計	構成比 (%)	
					高い	低い
1	松田惣領地区	15	4	19	78.9	21.1
2	松田庶子地区	3	1	4	75.0	25.0
3	神山・湯の沢地区	2	0	2	100.0	0
4	寄地区	4	1	5	80.0	20.0
	合 計	24	6	30		
	構成比 (%)	80.0	20.0	100.0		

問2 ご近所づきあいの程度（合計）

		ほとん どない	あいさ つ程度	たまに立 ち話をす る程度	長期に家を 空ける時に 知らせる程度	互いに相談や世 話をするほどの 親しいつきあい	合計
1	松田惣領地区	4	26	65	8	31	134
2	松田庶子地区	3	4	21	0	7	35
3	神山・湯の沢地区	1	2	21	0	6	30
4	寄地区	2	7	10	2	7	28
	合 計	10	39	117	10	51	227
	構成比 (%)	4.4	17.1	51.5	4.4	22.6	100

問2 ご近所づきあいの程度（地域の茶の間）

		ほとん どない	あいさ つ程度	たまに立 ち話をす る程度	長期に家を 空ける時に 知らせる程度	互いに相談や世 話をするほどの 親しいつきあい	合計
1	松田惣領地区	3	23	55	6	26	113
2	松田庶子地区	1	1	15	0	4	21
3	神山・湯の沢地区	1	2	18	0	6	27
4	寄地区	1	5	9	2	4	21
	合 計	6	31	97	8	40	182
	構成比 (%)	3.3	17.0	53.2	4.4	22.1	100

問2 ご近所づきあいの程度（地域包括）

		ほとん どない	あいさ つ程度	たまに立 ち話をす る程度	長期に家を 空ける時に 知らせる程度	互いに相談や世 話をするほどの 親しいつきあい	合計
1	松田惣領地区	1	3	10	2	5	21
2	松田庶子地区	2	3	6	0	3	14
3	神山・湯の沢地区	0	0	3	0	0	3
4	寄地区	1	2	1	0	3	7
	合 計	4	8	20	2	11	45
	構成比 (%)	8.9	17.8	44.5	4.4	24.4	100

問3 地域の問題（合計）

		あいさつをしない人が多い	地域での見守りがされていない	緊急時の対応体制が分からない	隣近所との交流が少ない
1	松田惣領地区	26	16	35	33
2	松田庶子地区	2	14	16	5
3	神山・湯の沢地区	10	5	9	11
4	寄地区	4	5	9	9
	合計	42	40	69	58
	構成比（%）	10.9	10.4	18.0	15.1

		犯罪の増加	世代間の交流が少ない	交通マナーの乱れ	障害者に対する理解が不足	道ばたのゴミが増えた	その他	合計
1	松田惣領地区	4	47	15	16	23	4	219
2	松田庶子地区	1	10	8	2	4	1	63
3	神山・湯の沢地区	3	16	2	2	6	0	64
4	寄地区	0	5	0	1	2	2	37
	合計	8	78	25	21	35	7	383
	構成比（%）	2.1	20.3	6.5	5.4	9.1	2.2	100

問3 地域の問題（地域の茶の間）

		あいさつをしない人が多い	地域での見守りがされていない	緊急時の対応体制が分からない	隣近所との交流が少ない
1	松田惣領地区	24	16	34	29
2	松田庶子地区	1	13	16	2
3	神山・湯の沢地区	10	5	8	11
4	寄地区	3	4	7	6
	合計	37	36	62	46
	構成比（%）	11.9	11.6	19.3	14.7

		犯罪の増加	世代間の交流が少ない	交通マナーの乱れ	障害者に対する理解が不足	道ばたのゴミが増えた	その他	合計
1	松田惣領地区	3	41	14	14	21	2	198
2	松田庶子地区	1	7	8	1	4	0	53
3	神山・湯の沢地区	3	14	2	2	6	0	61
4	寄地区	0	4	0	1	2	0	27
	合計	6	62	23	16	31	2	339
	構成比 (%)	1.9	18.5	6.9	4.9	9.4	0.9	100

問3 地域の問題（地域包括）

		あいさつをしない人が多い	地域での見守りがされていない	緊急時の対応体制が分からない	隣近所との交流が少ない
1	松田惣領地区	2	0	1	4
2	松田庶子地区	1	1	0	3
3	神山・湯の沢地区	0	0	1	0
4	寄地区	1	1	2	3
	合計	4	2	4	10
	構成比 (%)	9.1	4.5	9.1	22.7

		犯罪の増加	世代間の交流が少ない	交通マナーの乱れ	障害者に対する理解が不足	道ばたのゴミが増えた	その他	合計
1	松田惣領地区	1	6	1	2	2	2	21
2	松田庶子地区	0	3	0	1	0	1	10
3	神山・湯の沢地区	0	2	0	0	0	0	3
4	寄地区	0	1	0	0	0	2	10
	合計	1	12	1	3	2	5	44
	構成比 (%)	2.3	27.2	2.3	6.9	4.5	11.4	100

問4 現在または将来に不安なこと（合計）

		自分が介護や 介助	家族の介護や 介助のこと	老後の暮らし (年金など)	収入が少ない (生活費など)
1	松田惣領地区	60	32	37	19
2	松田庶子地区	24	20	18	14
3	神山・湯の沢地区	18	10	10	6
4	寄地区	12	7	8	3
	合 計	114	69	72	42
	構成比 (%)	22.1	13.4	14.0	8.1

		人と交流する 場所がない	家族の教育や 子育てのこと	地域での人間 関係	家族の人 間関係	安心 安全
1	松田惣領地区	8	3	17	15	22
2	松田庶子地区	2	0	7	2	1
3	神山・湯の沢地区	1	1	2	0	4
4	寄地区	3	0	3	2	3
	合 計	14	4	29	19	30
	構成比 (%)	2.7	0.7	5.6	3.7	5.8

		孤立や孤独 死のこと	就労の こと	金銭管理やサー ビス手続のこと	特にない	その他	合計
1	松田惣領地区	15	3	11	32	1	276
2	松田庶子地区	2	0	12	8	0	110
3	神山・湯の沢地区	7	0	10	6	0	80
4	寄地区	2	0	2	9	1	55
	合 計	26	3	35	55	2	515
	構成比 (%)	5.1	0.6	6.9	10.8	0.5	100

問4 現在または将来に不安なこと（地域の茶の間）

		自分が介護や 介助	家族の介護や 介助のこと	老後の暮らし (年金など)	収入が少ない (生活費など)
1	松田惣領地区	54	27	32	18
2	松田庶子地区	19	18	17	13
3	神山・湯の沢地区	16	9	10	6
4	寄地区	11	5	7	2
	合 計	100	59	66	39
	構成比 (%)	22.3	13.1	14.8	8.7

		人と交流する 場所がない	家族の教育や 子育てのこと	地域での人間 関係	家族の人 間関係	安心 安全
1	松田惣領地区	8	2	17	11	19
2	松田庶子地区	1	0	6	1	1
3	神山・湯の沢地区	1	1	2	0	4
4	寄地区	3	0	3	1	3
	合 計	13	3	28	13	27
	構成比 (%)	2.9	0.7	6.3	2.9	6.0

		孤立や孤独 死のこと	就労の こと	金銭管理やサー ビス手続のこと	特にない	その他	合計
1	松田惣領地区	15	2	9	28	0	243
2	松田庶子地区	2	0	12	1	0	91
3	神山・湯の沢地区	7	0	10	5	0	71
4	寄地区	2	0	1	5	0	43
	合 計	26	2	32	39	0	448
	構成比 (%)	5.8	0.5	7.2	8.8	0	100

問4 現在または将来に不安なこと（地域包括）

		自分が介護や 介助	家族の介護や 介助のこと	老後の暮らし (年金など)	収入が少ない (生活費など)
1	松田惣領地区	6	5	4	1
2	松田庶子地区	5	2	1	1
3	神山・湯の沢地区	2	1	0	0
4	寄地区	1	2	1	1
	合 計	14	10	6	3
	構成比 (%)	20.9	14.9	8.8	4.8

		人と交流する 場所がない	家族の教育や 子育てのこと	地域での人間 関係	家族の人 間関係	安心 安全
1	松田惣領地区	0	1	0	4	3
2	松田庶子地区	1	0	1	1	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0
4	寄地区	0	0	0	1	0
	合 計	1	1	1	6	3
	構成比 (%)	1.4	1.4	1.4	8.8	4.8

		孤立や孤独 死のこと	就労の こと	金銭管理やサー ビス手続のこと	特にない	その他	合計
1	松田惣領地区	0	1	2	4	1	32
2	松田庶子地区	0	0	0	7	0	19
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	1	0	4
4	寄地区	0	0	1	4	1	12
	合 計	0	1	3	16	2	67
	構成比 (%)	0	1.4	4.8	23.8	2.8	100

*参考 (会食会参加者・高齢者のみ世帯)

問4 現在または将来に不安なこと

		自分が介護や 介助	家族の介護や 介助のこと	老後の暮らし (年金など)	収入が少ない (生活費など)
		24	5	13	5
	構成比 (%)	51.0	10.6	27.7	10.7

		人と交流する 場所がない	家族の教育や 子育てのこと	地域での人間 関係	家族の人 間関係	安心 安全
		2	0	2	1	1
	構成比 (%)	33.3	0	33.3	16.7	16.7

		孤立や孤独 死のこと	就労の こと	金銭管理やサー ビス手続のこと	特にない	その他	合計
		7	0	5	3	0	68
	構成比 (%)	46.6	0	33.4	2.0	0	100

問5 悩みやストレスの相談相手（合計）

		家族 親戚	近所の 人	友人 知人	民生委員	役場	社会福祉 協議会			
1	松田惣領地区	103	22	51	5	9	4			
2	松田庶子地区	32	15	9	3	2	0			
3	神山・湯の沢地区	22	2	12	5	1	2			
4	寄地区	24	7	17	2	3	2			
	合計	181	46	89	15	15	8			
	構成比（%）	41.2	10.5	20.2	3.4	3.4	1.8			
		子育て支援 センター	施設 学校	医師 看護師	ホームヘル パー・ケアマ ネ	その 他	相談 しない	相手 いない	合計	
1	松田惣領地区	1	0	17	18	0	4	5	239	
2	松田庶子地区	0	0	5	6	2	0	1	75	
3	神山・湯の沢地区	0	0	6	2	0	4	2	58	
4	寄地区	0	0	11	1	0	0	0	67	
	合計	1	0	39	27	2	8	8	439	
	構成比（%）	0.2	0	8.9	6.3	0.5	1.8	1.8	100	

問5 悩みやストレスの相談相手（地域の茶の間）

		家族 親戚	近所の 人	友人 知人	民生委員	役場	社会福祉 協議会
1	松田惣領地区	86	19	45	4	5	2
2	松田庶子地区	23	12	6	0	1	0
3	神山・湯の沢地区	20	1	12	5	1	2
4	寄地区	19	5	14	2	2	2
	合計	148	37	77	11	9	6
	構成比（%）	43.4	10.8	22.3	3.4	2.5	1.8

		子育て支援 センター	施設 学校	医師 看護師	ホームヘル パー・ケアマ ネ	その 他	相談 しない	相手 いない	合計
1	松田惣領地区	1	0	15	3	0	4	5	189
2	松田庶子地区	0	0	3	0	0	0	1	46
3	神山・湯の沢地区	0	0	6	1	0	4	2	54
4	寄地区	0	0	9	0	0	0	0	53
	合計	1	0	33	4	0	8	8	342
	構成比 (%)	0.4	0	9.7	1.3	0	2.2	2.2	100

問5 悩みやストレスの相談相手（地域包括）

		家族 親戚	近所の 人	友人 知人	民生委員	役場	社会福祉 協議会
1	松田惣領地区	17	3	6	1	4	2
2	松田庶子地区	9	3	3	3	1	0
3	神山・湯の沢地区	2	1	0	0	0	0
4	寄地区	5	2	3	0	1	0
	合計	33	9	12	4	6	2
	構成比 (%)	34.0	9.3	12.3	4.1	6.2	2.1

		子育て支援 センター	施設 学校	医師 看護師	ホームヘル パー・ケアマ ネ	その 他	相談 しない	相手 いない	合計
1	松田惣領地区	0	0	2	15	0	0	0	17
2	松田庶子地区	0	0	2	6	2	0	0	10
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	1	0	0	0	1
4	寄地区	0	0	2	1	0	0	0	3
	合計	0	0	6	23	2	0	0	31
	構成比 (%)	0	0	6.2	23.7	2.1	0	0	100

問6 困っている人を見かけたときの声かけ（合計）

		しょうと 思う	しょうと 思わない	合計	構成比 (%)	
					思う	思わない
1	松田惣領地区	114	10	124	91.9	8.1
2	松田庶子地区	24	2	26	92.3	7.7
3	神山・湯の沢地区	26	0	26	100	0
4	寄地区	23	0	23	100	0
	合 計	187	12	199		
	構成比 (%)	93.9	6.1	100		

問6 困っている人を見かけたときの声かけ（地域の茶の間）

		しょうと 思う	しょうと 思わない	合計	構成比 (%)	
					思う	思わない
1	松田惣領地区	97	3	100	97.0	3.0
2	松田庶子地区	12	0	12	100	0
3	神山・湯の沢地区	23	0	23	100	0
4	寄地区	16	0	16	100	0
	合 計	148	3	151		
	構成比 (%)	98.1	1.9	100		

問6 困っている人を見かけたときの声かけ（地域包括）

		しょうと 思う	しょうと 思わない	合計	構成比 (%)	
					思う	思わない
1	松田惣領地区	17	7	24	70.8	29.2
2	松田庶子地区	12	2	14	85.7	14.3
3	神山・湯の沢地区	3	0	3	100	0
4	寄地区	7	0	7	100	0
	合 計	39	9	48		
	構成比 (%)	81.2	18.8	100		

問7 「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしい」 こと（合計）

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	29	14	8	2	4	0
2	松田庶子地区	1	1	1	0	2	0
3	神山・湯の沢地区	2	5	2	1	0	3
4	寄地区	4	2	2	0	0	0
	合 計	36	22	13	3	6	3
	構成比 (%)	23.1	14.1	8.3	1.9	3.9	1.9

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	0	4	10	3	1	4
2	松田庶子地区	0	0	0	0	1	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	1	0	1	1
4	寄地区	0	0	1	0	0	0
	合 計	0	4	12	3	3	5
	構成比 (%)	0	2.6	7.7	1.9	1.9	3.2

		話し相手	草むしり	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	合計
1	松田惣領地区	7	10	5	1	2	104
2	松田庶子地区	1	3	0	0	0	10
3	神山・湯の沢地区	0	7	0	0	0	23
4	寄地区	2	5	1	0	2	19
	合 計	10	25	6	1	4	156
	構成比 (%)	6.4	16.0	3.9	0.6	2.6	100

問7 「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしい」こと
(地域の茶の間)

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	24	12	2	2	4	0
2	松田庶子地区	0	1	0	0	1	0
3	神山・湯の沢地区	2	5	2	1	0	1
4	寄地区	2	2	1	0	0	0
	合 計	28	20	5	3	5	1
	構成比 (%)	25.6	18.3	4.7	2.7	4.7	0.9

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	0	2	4	0	1	3
2	松田庶子地区	0	0	0	0	0	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	1	0	1	1
4	寄地区	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	2	5	0	2	4
	構成比 (%)	0	1.8	4.7	0	1.8	3.7

		話し相手	草むしり	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	合計
1	松田惣領地区	6	7	3	0	2	72
2	松田庶子地区	0	2	0	0	0	4
3	神山・湯の沢地区	0	7	0	0	0	21
4	寄地区	2	4	1	0	0	12
	合 計	8	20	4	0	2	109
	構成比 (%)	7.3	18.3	3.7	0	1.8	100

問7 「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしい」こと
(地域包括)

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	5	2	6	0	0	0
2	松田庶子地区	1	0	1	0	1	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	2
4	寄地区	2	0	1	0	0	0
	合 計	8	2	8	0	1	2
	構成比 (%)	17.0	4.2	17.0	0	2.0	4.2

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	0	2	6	3	0	1
2	松田庶子地区	0	0	0	0	1	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	0
4	寄地区	0	0	1	0	0	0
	合 計	0	2	7	3	1	1
	構成比 (%)	0	4.2	14.9	6.5	2.2	2.2

		話し相手	草むしり	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	合計
1	松田惣領地区	1	3	2	1	0	32
2	松田庶子地区	1	1	0	0	0	6
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	2
4	寄地区	0	1	0	0	2	7
	合 計	2	5	2	1	2	47
	構成比 (%)	4.2	10.7	4.2	2.2	4.2	100

*参考 (会食会参加者・高齢者のみ世帯)

問7 「ちょっとした困りごと」や「手助けしてほしい」こと

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
		9	3	2	2	1	1
	構成比 (%)	23.7	7.9	5.6	5.6	2.5	2.5

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
		1	0	4	1	1	0
	構成比 (%)	2.5	0	10.4	2.5	2.5	0

		話し相手	草むしり	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	合計
		2	7	0	0	4	38
	構成比 (%)	5.6	18.3	0	0	10.4	100

問8 必要としている人に協力できること (合計)

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	13	10	10	10	5	1
2	松田庶子地区	5	2	1	12	2	1
3	神山・湯の沢地区	9	3	7	1	0	0
4	寄地区	2	1	2	0	2	0
	合計	29	16	20	23	9	2
	構成比 (%)	7.5	4.0	5.0	5.9	2.2	0.5

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	2	10	43	10	3	3
2	松田庶子地区	1	3	16	2	2	0
3	神山・湯の沢地区	0	2	13	3	1	0
4	寄地区	0	1	6	2	0	0
	合 計	3	16	78	17	6	3
	構成比 (%)	0.7	4.0	19.8	4.3	1.5	0.7

		話し 相手	草むし り	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	協力で きない	合計
1	松田惣領地区	33	14	14	15	2	12	210
2	松田庶子地区	20	3	5	5	2	8	90
3	神山・湯の沢地区	11	4	6	1	0	1	62
4	寄地区	8	2	2	1	1	2	32
	合 計	72	23	27	22	5	23	394
	構成比 (%)	18.3	5.9	6.9	5.6	1.3	5.9	100

問8 必要としている人に協力できること（地域の茶の間）

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	12	10	10	10	5	1
2	松田庶子地区	4	1	1	12	2	1
3	神山・湯の沢地区	7	3	7	1	0	0
4	寄地区	2	1	2	0	1	0
	合 計	25	15	20	23	8	2
	構成比 (%)	7.4	4.4	5.9	6.7	2.4	0.6

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	2	8	43	10	3	3
2	松田庶子地区	1	3	16	2	2	0
3	神山・湯の沢地区	0	2	13	3	1	0
4	寄地区	0	1	4	2	0	0
	合 計	3	14	76	17	6	3
	構成比 (%)	0.8	4.0	22.1	4.9	1.8	0.8

		話し 相手	草むし り	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	協力で きない	合計
1	松田惣領地区	29	14	11	14	0	1	186
2	松田庶子地区	18	2	5	4	0	0	74
3	神山・湯の沢地区	11	4	6	1	0	0	59
4	寄地区	7	2	2	1	0	0	25
	合 計	65	22	24	20	0	1	344
	構成比 (%)	18.8	6.4	6.9	5.8	0	0.3	100

問8 必要としている人に協力できること（地域包括）

		電球、 照明の 交換	家の中の簡 易な修理・ 模様替え	外出の付 き添い(買 物・通院)	薬を飲む 貼る、塗る	つめきり	入浴
1	松田惣領地区	1	0	0	0	0	0
2	松田庶子地区	1	1	0	0	0	0
3	神山・湯の沢地区	2	0	0	0	0	0
4	寄地区	0	0	0	0	1	0
	合 計	4	1	0	0	1	0
	構成比 (%)	7.7	1.8	0	0	1.8	0

		歯磨き 入れ歯 の管理	公共料金の 支払い	朝のゴ ミ出し	ボタンな ど衣類の 裁縫	食事の 準備、手 配	同居者 の一時 預かり
1	松田惣領地区	0	2	0	0	0	0
2	松田庶子地区	0	0	0	0	0	0
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	0
4	寄地区	0	0	2	0	0	0
	合 計	0	2	2	0	0	0
	構成比 (%)	0	0	3.8	0	0	0

		話し 相手	草むし り	定期的な見守り (電話、訪問等)	朗読、郵便 物の仕分け	その他	協力で きない	合計
1	松田惣領地区	4	0	3	1	2	11	25
2	松田庶子地区	2	1	0	1	2	8	16
3	神山・湯の沢地区	0	0	0	0	0	1	3
4	寄地区	1	0	0	0	1	2	7
	合 計	7	1	3	2	5	22	51
	構成比 (%)	13.6	1.7	5.7	3.7	9.6	43.0	100

問9 町の福祉に関する情報の入手先（合計）

		町広報、お しらせ号	町社協 だより	町ホーム ページ	町社協ホー ムページ	町 担当課	町社協 の職員
1	松田惣領地区	119	80	5	2	15	8
2	松田庶子地区	32	26	3	0	5	4
3	神山・湯の沢地区	27	17	3	0	8	3
4	寄地区	27	18	3	2	1	1
	合 計	205	141	14	4	29	16
	構成比 (%)	29.8	20.4	2.1	0.5	4.2	2.3

		自治会 回覧板	近所 知人	民生委員 児童委員	福祉施設 の職員	その他	入手方法 がない	合計
1	松田惣領地区	103	33	12	5	3	0	385
2	松田庶子地区	27	13	4	3	5	0	122
3	神山・湯の沢地区	20	5	7	1	0	1	92
4	寄地区	23	8	4	3	0	1	91
	合 計	173	59	27	12	8	2	690
	構成比 (%)	25.1	8.6	3.9	1.7	1.2	0.2	100

問9 町の福祉に関する情報の入手先（地域の茶の間）

		町広報、お しらせ号	町社協 だより	町ホーム ページ	町社協ホー ムページ	町 担当課	町社協 の職員
1	松田惣領地区	104	75	3	1	10	8
2	松田庶子地区	25	21	2	0	4	3
3	神山・湯の沢地区	26	16	3	0	8	3
4	寄地区	23	16	3	2	0	1
	合 計	178	128	11	3	22	15
	構成比 (%)	30.0	21.6	1.8	0.5	3.6	2.5

		自治会 回覧板	近所 知人	民生委員 児童委員	福祉施設 の職員	その他	入手方法 がない	合計
1	松田惣領地区	91	30	11	4	0	0	337
2	松田庶子地区	22	12	2	2	0	0	93
3	神山・湯の沢地区	19	5	7	1	0	0	88
4	寄地区	20	7	3	2	0	0	77
	合 計	152	54	23	9	0	0	595
	構成比 (%)	25.5	9.1	3.9	1.5	0	0	100

問9 町の福祉に関する情報の入手先（地域包括）

		町広報、お しらせ号	町社協 だより	町ホーム ページ	町社協ホー ムページ	町 担当課	町社協 の職員
1	松田惣領地区	15	5	2	1	5	0
2	松田庶子地区	7	5	1	0	1	1
3	神山・湯の沢地区	1	1	0	0	0	0
4	寄地区	4	2	0	0	1	0
	合 計	27	13	3	1	7	1
	構成比 (%)	28.4	13.7	3.1	1.0	7.3	1.0

		自治会 回覧板	近所 知人	民生委員 児童委員	福祉施設 の職員	その他	入手方法 がない	合計
1	松田惣領地区	12	3	1	1	3	0	48
2	松田庶子地区	5	1	2	1	5	0	29
3	神山・湯の沢地区	1	0	0	0	0	1	4
4	寄地区	3	1	1	1	0	1	14
	合 計	21	5	4	3	8	2	95
	構成比 (%)	22.1	5.2	4.3	3.2	8.5	2.2	100

問10 その他ご意見、ご要望

松田惣領地区

- 買物がしにくい。スーパーがほしい（6）
- ゴミ袋10Lのものがほしい
- ゴミ置き場に他の人が勝手に置いていく
- 公園に大人用の体力づくりの器具を設置してほしい
- 友愛チームが参加すれば、交流の輪が大きくなると思う
- 福祉施設や公園など数より質を検討されたい。広さや使いやすさ
- 町同報無線が聞こえにくい（13）
- 町の安心メールが届くのが遅い
- 町ホームページの情報が古い
- HPからと言われてもパソコンがないから町ホームページは見ない（3）
- 町広報や説明など横文字はやめてほしい
- 町コミュニティバスを運行してほしい（5）
- 町の移動販売車が便利ではなくなっている。自分で買物したい
- 住宅が増え、道路は狭く大きい車が来ると怖い
- 町の検診通知の問い合わせの時の職員の対応が不親切
- 介護保険料が高い（2）
- 道路の陥没を直してほしい
- 社協のPR不足。社協会費の使い道が分かりにくい
- 猫の糞の被害が多い（2）
- 移送サービス業者の運転手のマナーが悪い
- 駅前のロータリーが混んでて危ない
- 緊急の振込みに対応してくれるサービスがほしい
- 駅前の道路の車の往来が危険
- 全盲での一人暮らしができるのは助け合いのおかげで感謝している
- 福祉センターが遠いので行くことが大変
- 災害発生時における福祉体制の積極的な広報、告知の実施を期待する

松田庶子地区

- 買物がしにくい、近くにスーパーやコンビニがほしい（7）
- 登下校時の町の放送はよいことだと思う
- 小中学校の運動会の敬老席の設置はよいことだと思う
- 駅前のロータリーが混んでいる（2）
- コミュニティバスを運行してほしい（3）
- 町道1号線が狭い。植木や生垣が道路にはみ出ている（2）
- 移動販売車の音が聞こえない（2）
- 行政が縦割り過ぎる。教育が防犯パトロール等にもっと協力してほしい
- もっと人々がふれあう場を意識的に、リーダー養成とか企画してほしい
- 同報無線が聞こえにくい

神山・湯の沢地区

- アンケートの設問が分かりにくい。実施時期が悪い
- 介護者向けの一時預かりのサービスがほしい
- HPからと言われてもパソコンがないから町ホームページは見ない
- きれいな緑地公園やスポーツ施設ほしい
- 樹木の選定はシルバー人材センターにやってもらって助かっている
- 生活支援活動はしたいが、どこまでやってよいか悩む

寄 地区

- コミュニティバスを運行してほしい
- 買物の支援をしてほしい（2）
- 医療機関の交通手段がほしい
- 移動販売は続けてほしい
- 移動販売はあまり利用しない
- 町広報に高齢者に関する記事や話題をもっと載せてほしい
- 火曜日の健康体操を寄でもやってほしい

第3次ふれあい計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）

策定にかかる団体ヒアリング 結果

問1 皆様の団体で、活動や運営上の問題、課題は何ですか

シニアクラブ松田

- ・新体制の認知、種目別の活動の定着と活性化
- ・未参加の高齢者への参加の機会を作っていくこと

町身体障害者福祉協会

- ・高齢化等による会員の減少
- ・個人情報の関係で会員募集もしにくくなった

民生委員児童委員協議会

- ・個人情報保護法が足かせとなり、情報を発する時にも細心の注意を要するし、受ける時も注意を要する。入ってくる情報が少ないが仕方ないと思う。
- ・少子高齢化で支え手が少なくなっている。定数の確保。
- ・活動の負担軽減と、標準化をすすめること。

町子育て支援センター

- ・支援会員が高齢化や家庭等の事情により不足
- ・センターのPRがまだまだ課題

KOMNYすみれの家

- ・障害についての理解が少ない。バリアフリー整備が足りない。
- ・限られた人たちによる活動のイメージが強い
- ・就労支援において工賃向上の実現が難しい
- ・アルミ缶回収活動の提供協力者が減少している

問2 皆様の団体で、活動上よかった点や効果は何ですか

シニアクラブ松田

- ・町域での組織化によって単位クラブがない高齢者も参加できるようになった
- ・会員になってから地域の方々と知り合うことができた

町身体障害者福祉協会

民生委員児童委員協議会

- ・見守り訪問で感謝される
- ・委員同士の支え合いができたこと
- ・他の地域や町の状況を知ることができたこと

町子育て支援センター

- ・土曜日も開所するようにしたら利用者から好評で、利用者も増加
- ・リピーターも多く、父親の利用も増えている
- ・安心安全、情報発信、孤立感の解消、相談の各拠点の機能

KOMNYすみれの家

- ・上郡5町の作業所が同一法人で統合化され、支援の輪が広がり、運営面、処遇面での資質向上が図られた
- ・身近な町社協との連携により（各行事やヘルパー、権利擁護など）当事者の社会参加が促進され、地域福祉に対する啓発活動が向上された

問3 皆様の会員で、様子が心配な方や急に参加しなくなった方などに、見守りや声かけなど、孤立防止のための対応をされていますか

している 5団体 特にしていない 団体

している場合、それはどんなことですか

- 役員や各クラブ会長が声かけしている
- 友愛活動もやっている (シニアクラブ)
- 自宅訪問 (民生委員児童委員協議会)
- 役員等から声かけ (身体障害者福祉協会)
- ダイレクトメール (子育て支援センター)
- 日常の相談活動 (KOMNYすみれの家)

問4 松田町の地域福祉のために皆様の団体で、関われることは何ですか

シニアクラブ松田

- ボランティア活動の積極的参加の必要性、メリット等のPRをしていく

町身体障害者福祉協会

- 活動全般が地域福祉のため
- 地域の身近な相談相手として、相談内容に応じて適切な機関につなぐパイプ役

民生委員児童委員協議会

町子育て支援センター

- スペースを利用したカルチャー教室や町のイベントなど

KOMNYすみれの家

- 毎日、平日に障がい当事者が利用者として、地域にある事業所に通所していることを最大限に活用した活動であれば、積極的に取り組んでいきたい

問5 皆様の団体の今後の活動方針などは何ですか

シニアクラブ松田

- クラブ活動の種目を増やすなど、多くの高齢者が参加できる「場」づくりが必要

町身体障害者福祉協会

民生委員児童委員協議会

- 社会奉仕の精神をもって、地域住民の安全、安心の暮らし作りに努める
- 今年度以降、児童委員としての側面も強化していきたい

町子育て支援センター

- 民生委員児童委員との連携
- ご実家への里帰りのサポート

KOMNYすみれの家

- 当面の方向は工賃の向上、生活介護事業の推進、グループホームの設立など

問6 町や社会福祉協議会にご要望やご意見など、ございましたら お聞かせ下さい

シニアクラブ松田

- 種目別活動に必要な什器備品の助成
- 町や社協の働きかけを一体化してほしい
- ボランティア活動も整理してほしい
- 町民文化センターの使用について、シニアクラブは無料にしてほしい
- 大きなイベントなどの時、高齢者の移動手段を検討してほしい

○タクシー券は有難い

町身体障害者福祉協会

- 個人情報等の問題もあるが、会のPRに協力してほしい（町広報紙への掲載、窓口など）
- 新松田駅の南口にエレベーターがほしい。富士急バスのステップ位置が高い。
- 災害時の対応が不安なので、町防災訓練などで障害者と連携等の取り組みもしてほしい

民生委員児童委員協議会

- 民生委員の訪問や見守りのきっかけになるようなイベント、配布物があると助かります
- 災害時の町と社協の連携等がどうなっているのか知りたい。今回の他県の災害でボランティアの受付は社協が行っていると報道を見たが、万が一の場合、松田町ではどのような形で行うのか、広域で連携するのか、意外に知る機会でないです。

町子育て支援センター

- 高齢者への配食サービスだけでなく、子育て世代への配食サービスもあるとよい

KOMNYすみれの家

- 障がいや年齢を越えて、すべての住民ひとり一人の支え合いや助け合いの気持ちを醸成させるような効果が期待できるイベント等の開催ができるとよいと思います

松田町の各計画のアンケート（福祉関係の項目）調査

【結果報告】

計 画 名	実施時期	対象者・方法
松田町総合計画	平成30年5月	一般、無作為抽出
松田町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	平成29年3月	一般、要支援高齢者 無作為抽出
松田町障害者福祉計画	平成29年3月	一般、障がい者の方 無作為抽出
松田町子ども・子育て支援 事業計画	平成27年3月	就学前、小学児童家庭

1 松田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(一般、要支援高齢者 1, 337人回収)

項目	質問内容	結果
1 毎日の生活 について	・物忘れが多いと感じますか	はい 35.8% いいえ 61.3%
	・自分で電話をかけていますか	はい 87.1% いいえ 11.1%
	・バスや電車で1人で外出していますか(自家用車でも可)	はい 84.6% できない 5.4%
	・自分で預貯金の出し入れをしていますか	はい 80.6% できない 3.6%
	・生きがいはありますか	ある 57.7% 思いつかない 31.4%
2 地域での 活動について	・どんな会、グループ等に定期的に参加していますか(1つ選択)	参加していない 約4割 スポーツ関係 21.6% 趣味関係 20.0% 収入ある仕事 19.0%
	・健康づくりや趣味等の活動へ参加してみたいですか	ぜひ参加したい 9.9% 参加してもよい 48.9% 参加したくない 30.7%
3 たすけあい について	・心配事など聞いてくれるを相手はだれですか(複数回答可)	配偶者 55.0% 友人 42.9% 兄弟姉妹・親等 32.5% いない 4.6%
	・看病や世話をしてくれる人はだれですか(複数回答可)	配偶者 61.4% 同居の子 30.6% 別居の子 27.8% いない 6.0%
	・地域で困っている人がいたら助けようと思いますか	思う 70.1% 分からない 10.9%
4 通信手段	・固定電話以外に携帯のできる通信機器をお持ちですか	持っている 75.3% (ガラケー 76%) 持っていない 20.0%

5 今後の暮らし について	・地域で暮らすために必要なことは何 ですか（1つ選択）	医療機関 66.6%	買物する店 56.1%	交通の便 32.2%	介護サービス 25.1%	家族の手助け 24.0%				
	・一人暮らしの場合、日常生活で困っ た時頼る人は（2つまで）	子・孫 73.7%	兄弟親戚 28.6%	民間サービス 16.3%	近所の人 12.7%	ボランティア 10.3%				
	・一人暮らしの場合、どのようなサー ビスがあるとよい（2つまで）	緊急の手助け 69.2%	通院買物等支援 30.7%	配食サービス 25.1%	見守り安否確認 20.6%	健康管理の支援 16.8%	洗濯食事等家事 15.5%	気軽な居場所 14.7%	ゴミ出し電球等 11.1%	日常会話の相手 5.8%
	・介護が必要になった場合 の意向（1つ選択）	家族に依存しない自宅で介護 28.7%	自宅で家族と外部の介護 22.7%	自宅で家族の介護 15.3%	施設での介護 8.6%					
6 災害時 について	・自力で避難できますか	できる 74.0%	できない 6.1%							
	・支援してもらえる人はいますか その人はどなたですか	いる 41.4%	（同居家族 72.5%	別居の子 15.0%	近隣、友人 3.3%	分からない 34.8%	いない 17.6%			
	・町、自治会で管理する要支援名簿に 登録希望しますか	登録する 39.3%	分からない 20.5%	登録しない 16.9%						

2 松田町障害者福祉計画

(一般、障がい者の方 542人回収)

項目	質問内容	結果
1 障がいのある方への理解 (一般)	・地域で障がいの方への理解や対応が足りないと思いますか	足りないと思う 55.7% 足りていると思う 10.4%
	・理解を深めるためには何が必要だと思いますか	学校の福祉教育 40.1% 啓発活動 39.2% 地域行事の参加 19.3%
	・障がいの方への虐待の通報義務や差別解消法は知っていますか	知っている 18% 知らなかった 61%
2 障がいのある方への地域での支え合いについて (一般)	・障がいの方へのボランティア活動に参加していますか どんな活動を今後してみたいですか	参加していない 5.1% 福祉のイベント 38.2% 施設のボラ 27.8% 地域交流 23.1%
	・介護の方で他の人に助けてほしいことは何ですか	特にない 15.2% 外出時留守番 6.7% 入浴介助 6.4%
3 松田町行政について (一般、障がい者の方)	・町で障がいの方への施策で力を入れるべきは何ですか	気軽な相談体制の充実 47.2% 在宅サービスの充実 37.3% 暮らしやすいまちづくり 37.3%
	・ご意見やご要望は何ですか	生活環境、防犯体制のこと 生活支援、相談体制のこと その他
4 毎日の生活について (障がい者の方)	・どのように過ごされていますか	特にしていない 21.5% 治療、機能訓練 17.3% 仕事 12.4%
	・楽しみにしていることは何ですか	テレビ、音楽等 58.2% 買い物 26.7% 家族や友人と 26.1%
	・整備または援助を必要とするものは何ですか	特にない 37.9% 歩道の段差等 27.6% スロープなど 19.1%

5 地域での活動 について (障がい者の方)	・悩みなど話したり交流する場に参加 したいですか	分からない 40.0% 参加したくない 27.9% 参加したい 12.4%
	・地域での活動や行事に参加していま すか	参加していない 58.5% 祭りなど 21.2%
6 権利擁護につ いて (障がい者の方)	・成年後見制度を知っていますか	知っている 39.7% 知らなかった 41.2%
	・成年後見制度を活用したいと思いま すか	思わない 43.5% 将来はしたい 19.8%
7 災害時につい て (障がいの方)	・自力で避難できますか	できる 42.1% できない 35.2%
	・支援してもらえる人は誰ですか	同居の家族 71.3% 近隣、友人 4.3%
	・町、自治会で管理する要支援名簿に 登録希望しますか	分からない 30.6% 登録したい 29.1% 登録しない 15.2%

3 松田町子ども・子育て支援事業計画

(就学前、小学児童家庭 427人回収)

項 目	内 容	結 果
1 平日の定期的な教育 保育事業の利用	・平日利用している教育、保育事 業は何ですか	幼稚園や保育所などの定 期な保育 56.9%
	・平日利用したい教育、保育事業 は何ですか	幼稚園 63.4%
2 小学校就学後の放課 後について	・放課後の時間をどのように過ご させていますか	低学年 自宅 62.0% 高学年 習い事 66.0%

松田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、町が策定する地域福祉推進に関する計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するために必要な審議等を行うため、松田町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、住民、社会福祉事業を営業者、その他社会福祉活動を行う者等から幅広く意見を聞き、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉に関する課題事項。
- (3) 前号の課題事項に対する解決方策。
- (4) 地域福祉の推進に必要な事項。
- (5) その他地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者又は機関のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 町議会議員 | 1人 |
| (2) 町自治会長連絡協議会 | 1人 |
| (3) 町民生委員児童委員協議会 | 1人 |
| (4) シニアクラブ松田 | 1人 |
| (5) 町身体障害者福祉協会 | 1人 |
| (6) 町ボランティア連絡協議会 | 1人 |
| (7) 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター | 1人 |
| (8) 足柄上医師会 | 1人 |
| (9) 地域で福祉活動を行う団体 | 3人 |
| (10) 公募等による学識経験者 | 1人 |

3 前2項のほか、必要に応じ助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、補欠で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けた時その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理をする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

松田町地域福祉計画策定委員会 名簿

氏 名	選出母体
井上栄一	町議会議員
渋谷賢一	町自治会長連絡協議会
岩本満敏	町民生委員児童委員協議会
永高光男	シニアクラブ松田
内山幸子	町身体障害者福祉協会
湯川信子	町ボランティア連絡協議会
西田統	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
山田純一	社団法人 足柄上医師会
山本敏昭	社会福祉法人 青い鳥
岩田由紀夫	社会福祉法人 宝珠会 レストフルヴィレッジ
関幸男	NPO 法人 KOMNY すみれの家
内田玲子	学識経験者